

## 富士吉田市地域防災計画修正案新旧対照表（総則編）

頁数	旧	新	改正理由
3	<p style="text-align: center;">第1章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 防災の基本方針</p> <p>第1 災害予防</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>発災時</u>の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備並びに充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報及び富士山の噴火警戒レベル情報等の伝達、市民の避難誘導及び_____災害未然防止活動を行う。</p> <p>2 _____発災直後の被害規模の_____早期<u>把握、災害に関する</u>情報の迅速な収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保を行う。</p> <p>3～15 （略）</p> <p>第3～第4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 防災の基本方針</p> <p>第1 災害予防</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>災害時</u>の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備並びに充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等を行う。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第2 災害応急対策</p> <p>1 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報及び富士山の噴火警戒レベル情報等の伝達、市民の避難誘導及び<u>所管施設の緊急点検等</u>の災害未然防止活動を行う。</p> <p>2 <u>災害が発生する恐れがある場合は災害の危険予測を、</u>発災直後は被害規模の<u>把握を、それぞれ早期に行うとともに、</u>情報の迅速な収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保を行う。</p> <p>3～15 （略）</p> <p>第3～第4 （略）</p>	<p>文言の整理</p> <p>県地域防災計画修正の為</p>

5	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (1) 1 (1) 災害予防</p> <p>ア 富士吉田市防災会議及び富士吉田市災害対策本部の設置, 運営</p> <p>イ 防災に関する組織の整備並びに情報等の伝達</p> <p>ウ 防災に関する訓練の実施並びに教育及び広報</p> <p>エ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検</p> <p>オ 防災に関する施設及び設備の<u>整備点検</u>並びに危険物施設等の<u>災害予防</u></p> <p>カ 災害に伴う調査及び被害状況の想定</p> <p>キ 建築物等耐震対策の強化促進</p> <p>ク 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>ケ <u>犯罪の予防、交通の規制</u>及び社会秩序の維持</p> <p>コ 地震防災応急計画の作成、<u>指導</u></p> <p>サ 市内の公共的団体等自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する災害対策の推進</p> <p>シ 大震火災対策の推進</p> <p>6 (2) 災害応急対策</p> <p>ア 警報の発令及び情報の伝達、収集並びに避難指示</p> <p>イ 地震災害警戒本部及び気象災害等における警戒本部の設置等</p> <p>ウ 東海地震の警戒宣言、予知情報や注意情報、火山噴火や気象における特別警報等の伝達及び広報</p> <p>エ 市長の避難の<u>勧告又は</u>指示及び避難者の保護</p> <p>オ 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>カ 市が管理する施設等の応急措置</p> <p>キ 地震情報の伝達並びに避難の<u>勧告又は</u>指示</p> <p>ク 警戒宣言発令時の消防、水防等の応急措置と飲料水の緊急貯水</p> <p>ケ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持</p> <p>コ 緊急輸送、食糧、医療品その他物資の確保</p>	<p>第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (1) 災害予防</p> <p>ア 富士吉田市防災会議及び富士吉田市災害対策本部の設置, 運営</p> <p>イ 防災に関する組織の整備並びに情報等の伝達</p> <p>ウ 防災に関する訓練の実施並びに教育及び広報</p> <p>エ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検</p> <p>オ 防災に関する施設及び設備の<u>点検・整備</u>並びに危険物施設等の<u>災害の防止</u></p> <p>カ 災害に伴う調査及び被害状況の想定</p> <p>キ 建築物等耐震対策の強化促進</p> <p>ク 危険物等災害予防対策の推進</p> <p>ケ <u>犯罪予防、交通規制</u> 及び社会秩序の維持</p> <p>コ 地震防災応急計画の作成 _____</p> <p>サ 市内の公共的団体等自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する災害対策の推進</p> <p>シ 大震火災対策の推進</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 警報の発令及び情報の伝達、収集並びに避難指示</p> <p>イ 地震災害警戒本部及び気象災害等における警戒本部の設置等</p> <p>ウ 東海地震の警戒宣言、予知情報や注意情報、火山噴火や気象における特別警報等の伝達及び広報</p> <p>エ 市長の避難の _____ 指示及び避難者の保護</p> <p>オ 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>カ 市が管理する施設等の応急措置</p> <p>キ 地震情報の伝達並びに避難の _____ 指示</p> <p>ク 警戒宣言発令時の消防、水防等の応急措置と飲料水の緊急貯水</p> <p>ケ 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持</p> <p>コ 緊急輸送、食糧、医療品その他物資の確保</p>	<p>文言の整理</p> <p>文言の整理</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
---	--	---	---

<p>サ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置 シ 防災資機材及び人員等の配備 ス 被災者の食糧、飲料水、生活必需品の供給、救難救助その他の保護 セ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 ソ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧 タ 防災関係機関に対する応援要請 チ アからタまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営 イ 警戒宣言又は地震予知に関する情報、南海トラフ地震に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施 ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握 エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配 オ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 カ 警報の発令及び伝達並びに避難の<u>勧告又は</u>指示 キ 消防、水防その他の応急措置 ク 被災者の救難、救助その他の保護 ケ 市町村長からの要請による物資等の供給、あつ旋及び備蓄物資の放出 コ 応急教育の実施 サ 被災施設及び設備の応急復旧 シ 清掃、防疫その他の保健衛生活動 ス 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置 セ 緊急輸送の確保 ソ 県の施設等の安全措置及び応急復旧 タ 広域一時滞在に関する協定の締結</p>	<p>サ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置 シ 防災資機材及び人員等の配備 ス 被災者の食糧、飲料水、生活必需品の供給、救難救助その他の保護 セ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 ソ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧 タ 防災関係機関に対する応援要請 チ アからタまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営 イ 警戒宣言又は地震予知に関する情報、南海トラフ地震に関する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施 ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握 エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配 オ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 カ 警報の発令及び伝達並びに避難の _____ 指示 キ 消防、水防その他の応急措置 ク 被災者の救難、救助その他の保護 ケ 市町村長からの要請による物資等の供給、あつ旋及び備蓄物資の放出 コ 応急教育の実施 サ 被災施設及び設備の応急復旧 シ 清掃、防疫その他の保健衛生活動 ス 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置 セ 緊急輸送の確保 ソ 県の施設等の安全措置及び応急復旧 タ 広域一時滞在に関する協定の締結</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
--	--	---------------------

19	<p>チ 他機関への応援要請 ツ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (3) (略) 4～9 (略)</p> <p>第4章 富士吉田市の概要と過去の災害履 歴</p> <p>第1 (略) 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は<u>平成 27</u>年 10 月 1 日(国勢調査)で <u>49,003</u>人(男 <u>23,890</u>人, 女 <u>25,113</u>人)となっており, 世帯数は <u>18,091</u>世帯である。65 歳以上の高齢者の人口は <u>12,995</u>人で, 市の総人口の約 <u>27.1</u>パーセントを占め, 前回(平成 <u>22</u>年)国勢調査時の <u>23.6</u>パーセントと比べてもわかるとおり、年々高齢者層の比率が増加する傾向にあるといえる。</p> <p>2～3 (略) 第3 (略)</p>	<p>チ 他機関への応援要請 ツ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (3) (略) 4～9 (略)</p> <p>第4章 富士吉田市の概要と過去の災害履 歴</p> <p>第1 (略) 第2 社会的条件 1 人口 本市の人口は<u>令和 2</u>年 10 月 1 日(国勢調査)で <u>46,530</u>人(男 <u>22,645</u>人, 女 <u>23,885</u>人)となっており, 世帯数は <u>18,337</u>世帯である。65 歳以上の高齢者の人口は <u>14,351</u>人で, 市の総人口の約 <u>30.8</u>パーセントを占め, 前回(平成 <u>27</u>年)国勢調査時の <u>27.1</u>パーセントと比べてもわかるとおり、年々高齢者層の比率が増加する傾向にあるといえる。</p> <p>2～3 (略) 第3 (略)</p>	最新の数字 に修正
----	---	--	--------------

富士吉田市地域防災計画修正案新旧対照表（一般災害編）

頁数	旧	新	改正理由
----	---	---	------

22	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災組織の充実</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 富士吉田市水防本部（第2章第27節「水防計画」参照）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 自主防災組織</p> <p>本市において、市民が「自分の住む地域は自分で守る。」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。</p> <p>そのため、市は、市民に対し、広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。</p> <p>また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーとなりうる防災士の養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜自主防災組織の活動内容＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時</th> <th style="width: 50%;">発災時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>・ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</li> <li>・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>・ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火の実施</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 救出・救護の実施及び協力</li> <li>・ 集団避難の実施</li> <li>・ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</li> <li>・ 要配慮者の安全確保等</li> <li>・ 避難所の運営</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>・ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</li> <li>・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>・ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火の実施</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 救出・救護の実施及び協力</li> <li>・ 集団避難の実施</li> <li>・ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</li> <li>・ 要配慮者の安全確保等</li> <li>・ 避難所の運営</li> </ul>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災組織の充実</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 富士吉田市水防本部（第2章第28節「水防計画」参照）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 自主防災組織</p> <p>本市において、市民が「自分の住む地域は自分で守る。」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。</p> <p>そのため、市は、市民に対し、広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。</p> <p>また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーとなりうる防災士の養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜自主防災組織の活動内容＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時</th> <th style="width: 50%;">発災時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>・ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</li> <li>・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>・ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火の実施</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 救出・救護の実施及び協力</li> <li>・ 集団避難の実施</li> <li>・ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</li> <li>・ 要配慮者の安全確保等</li> <li>・ 避難所の運営</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>・ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</li> <li>・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>・ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火の実施</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 救出・救護の実施及び協力</li> <li>・ 集団避難の実施</li> <li>・ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</li> <li>・ 要配慮者の安全確保等</li> <li>・ 避難所の運営</li> </ul>	文言の整理
平常時	発災時										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>・ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</li> <li>・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>・ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火の実施</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 救出・救護の実施及び協力</li> <li>・ 集団避難の実施</li> <li>・ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</li> <li>・ 要配慮者の安全確保等</li> <li>・ 避難所の運営</li> </ul>										
平常時	発災時										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>・ 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</li> <li>・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>・ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火の実施</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 救出・救護の実施及び協力</li> <li>・ 集団避難の実施</li> <li>・ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力</li> <li>・ 要配慮者の安全確保等</li> <li>・ 避難所の運営</li> </ul>										

<p>23</p>	<p>資料編 ・富士吉田市自主防災会一覧（P 3）          ・避難行動要支援者利用施設一覧（P 78）</p> <p>第6～第7 （略）</p> <p>第2節 防災知識の普及に関する計画</p> <p>自らの安全は自らが守るのは防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>資料編 ・富士吉田市自主防災会一覧（P 3）          ・避難行動要支援者利用施設一覧（P 79）</p> <p>第6～第7 （略）</p> <p>第2節 防災知識の普及に関する計画</p> <p>自らの安全は自らが守るのは防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p><u>過去の災害の教訓を踏まえ、すべての国民が災害から命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u></p>	<p>県地域防災計画修正のため</p>
<p>24</p>	<p>資料編 ・富士吉田市自主防災会一覧（P 3）          ・避難行動要支援者利用施設一覧（P 78）</p> <p>第6～第7 （略）</p> <p>第2節 防災知識の普及に関する計画</p> <p>自らの安全は自らが守るのは防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>資料編 ・富士吉田市自主防災会一覧（P 3）          ・避難行動要支援者利用施設一覧（P 79）</p> <p>第6～第7 （略）</p> <p>第2節 防災知識の普及に関する計画</p> <p>自らの安全は自らが守るのは防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p> <p><u>過去の災害の教訓を踏まえ、すべての国民が災害から命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u></p>	<p>県地域防災計画修正のため</p>



31	<p>等との有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的として訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。 第1～第5 (略)</p> <p>第4節 防災施設・資機材の整備計画</p> <p>第1 (略) 第2 倉庫等の充実 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">資料編 ・ 市防災倉庫一覧 (P 79)</div> <p>第3 避難所 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 (P 74)</div> <p>第4 (略)</p> <p>第5節 火災予防計画</p> <p>第1 消防力の充実強化 1 自治体消防力の充実強化 (1) 消防組織の充実強化</p>	<p>等との有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的として訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。 第1～第5 (略)</p> <p>第4節 防災施設・資機材の整備計画</p> <p>第1 (略) 第2 倉庫等の充実 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">資料編 ・ 市防災倉庫一覧 (P 80)</div> <p>第3 避難所 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 (P 75)</div> <p>第4 (略)</p> <p>第5節 火災予防計画</p> <p>第1 消防力の充実強化 1 自治体消防力の充実強化 (1) 消防組織の充実強化</p>	<p>災害対策基本法改正のため 県地域防災計画修正のため</p>
----	---	---	--------------------------------------

38～	<p>(略)</p> <p>資料編 ・ 消防力の整備状況 (P <a href="#">69</a>)</p> <p>(2)～(3) (略) 2～5 (略) 第2～第4 (略)</p> <p>第6節 風水害等災害予防計画</p> <p>第1 山地の災害予防対策</p> <p>1 山地災害の未然防止 (略)</p> <p>資料編 ・ 山地災害危険地一覧 (P <a href="#">32</a>)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 河川対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防体制の強化 (1)～(3) (略)</p> <p>資料編 ・ 重要水防区域一覧 (P <a href="#">32</a>) ・ 雨量観測所及び水位観測所 (P <a href="#">70</a>)</p> <p>第3 土石流対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主判断による避難</p> <p>第4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧 (P <a href="#">34</a>)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>資料編 ・ 消防力の整備状況 (P <a href="#">70</a>)</p> <p>(2)～(3) (略) 2～5 (略) 第2～第4 (略)</p> <p>第6節 風水害等災害予防計画</p> <p>第1 山地の災害予防対策</p> <p>1 山地災害の未然防止 (略)</p> <p>資料編 ・ 山地災害危険地一覧 (P <a href="#">33</a>)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 河川対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水防体制の強化 (1)～(3) (略)</p> <p>資料編 ・ 重要水防区域一覧 (P <a href="#">33</a>) ・ 雨量観測所及び水位観測所 (P <a href="#">71</a>)</p> <p>第3 土石流対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主判断による避難</p> <p>第4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧 (P <a href="#">35</a>)</p> <p>3～4 (略)</p>	
-----	---	---	--

40	<p>第5 土砂災害予防対策と警戒避難体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>(1) 避難<u>勧告</u>等発令基準</p> <p>避難<u>勧告</u>等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、発令の基準となる情報を参考に、総合的に判断する。発令の基準となる情報については、本編第2章第12節「避難計画」によるものとする。</p> <p>(2) 警戒避難体制</p> <p>市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を行い、自治会長等との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難準備を行うよう広報する。また、市長は必要に応じて災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置及び第60条に規定する避難の<u>勧告</u>、指示等の措置を講じる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">資料編 ・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧 (P <u>35</u>)</div> <p>第7節 農林災害予防計画</p> <p>第1 農業対策</p> <p>1 農業施設</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 農用施設</p> <p>ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため<u>補強の措置をとるものとする。</u></p> <p>2 農作物に対する措置</p>	<p>第5 土砂災害予防対策と警戒避難体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警戒避難体制の整備</p> <p>市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。</p> <p>(1) 避難<u>指示</u>等発令基準</p> <p>避難<u>指示</u>等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、発令の基準となる情報を参考に、総合的に判断する。発令の基準となる情報については、本編第2章第12節「避難計画」によるものとする。</p> <p>(2) 警戒避難体制</p> <p>市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を行い、自治会長等との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難準備を行うよう広報する。また、市長は必要に応じて災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置及び第60条に規定する避難<u>          </u>指示等の措置を講じる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">資料編 ・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧 (P <u>36</u>)</div> <p>第7節 農林災害予防計画</p> <p>第1 農業対策</p> <p>1 農業施設</p> <p>(1)～(2)</p> <p>(3) 農用施設</p> <p>ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため<u>の技術対策資料の提供や補強の指導を行うものとする。</u></p> <p>2 農作物に対する措置</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p> <p>事業に即し追記</p>
----	--	---	--

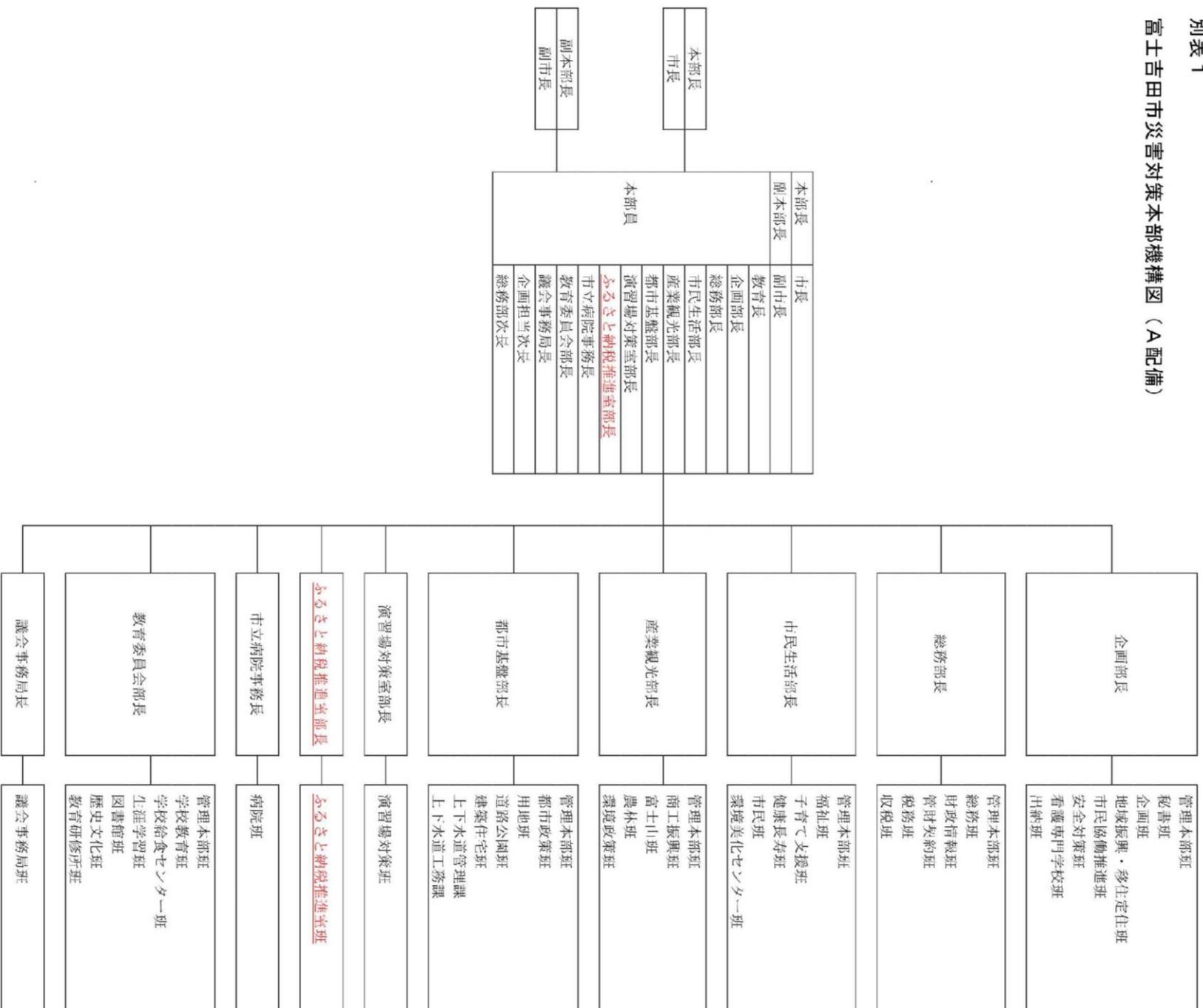
41	<p>農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領（<u>昭和56.4.1改正</u>）」に基づき、<u>台風等による風水害予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。</u></p> <hr/> <p>3 (略)</p> <p>第2 林業対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林地保全</p> <p>森林は無立木地に比較して、保水力が大きい、その取り扱い如何によっては、その機能を<u>そう失</u>し、林地荒廃の原因にもなり得るので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものである。</p>	<p>農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領（<u>令和2.4.1改正</u>）」に基づくものとする。<u>気象災害（凍霜害、強風、干ばつ、大雨、日照不足、大雪など）の予防については、山梨県や関係機関と連携し、気象情報の発信や農作物別・気象情報に応じた技術対策資料の提供や指導を行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第2 林業対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 林地保全</p> <p>森林は無立木地に比較して、保水力が大きい、その取り扱い如何によっては、その機能を<u>喪失</u>し、林地荒廃の原因にもなり得るので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものである。</p>	<p>要領改正のため</p> <p>文言整理</p>
42	<p>第8節 建築物災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築基準法等に基づく建築物等の規制による推進</p> <p><u>市は、限定特定行政庁として、建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務を通じた指導を行い、防災的なまちづくりの実現を図る。さらに、違反建築物の指導を強化し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。</u></p>	<p>第8節 建築物災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 建築基準法等に基づく建築物等の規制による推進</p> <p><u>市は、建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法および関係規定に適合するよう建築指導業務を通して適法建物の推進および建築物の安全管理に対する啓蒙をおこなうことで、防災的なまちづくりの実現を図る。また、山梨県（特定行政庁）と連携し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。</u></p>	<p>建築確認審査業務の県へ移管のため</p>
44	<p>第4 (略)</p> <p>第9節 文化財災害予防計画</p> <p>第1 保護の対象</p> <p>(略)</p>	<p>第4 (略)</p> <p>第9節 文化財災害予防計画</p> <p>第1 保護の対象</p> <p>(略)</p>	

45	<p>資料編 ・文化財一覧 (P 130)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 文化財災害予防計画及び対策 文化財の防災施設の実実施計画や対策は関係法令 _____ _____に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防 用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防 本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施 するものとする。</p> <p>第10節 特殊災害予防対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス事業施設の災害予防対策 1～3 (略)</p> <p>資料編 ・高圧ガス関係事業所一覧 (P 70) ・山梨県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧 (P 70)</p> <p>第11節 情報通信システム整備計画 (略)</p> <p>第1 市防災行政放送システム(緊急情報伝達システム)の整備 (略)</p> <p>資料編 ・市防災行政用放送設置状況 (P 40)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 他の関係機関の通信設備の利用 (略)</p> <p>資料編 ・市内における無線局一覧 (P 44)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第12節 (略)</p>	<p>資料編 ・文化財一覧 (P 131)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 文化財災害予防計画及び対策 文化財の防災施設の実実施計画や対策は関係法令 <u>及び富士吉田市文化 財保存活用地域計画</u>に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消 防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消 防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を 実施するものとする。</p> <p>第10節 特殊災害予防対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス事業施設の災害予防対策 1～3 (略)</p> <p>資料編 ・高圧ガス関係事業所一覧 (P 71) ・山梨県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧 (P 71)</p> <p>第11節 情報通信システム整備計画 (略)</p> <p>第1 市防災行政放送システム(緊急情報伝達システム)の整備 (略)</p> <p>資料編 ・市防災行政用放送設置状況 (P 41)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 他の関係機関の通信設備の利用 (略)</p> <p>資料編 ・市内における無線局一覧 (P 45)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第12節 (略)</p>	計画策定の ため追記
----	---	--	---------------

<p style="text-align: center;">第 2 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 応急活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を<u>防ぎよ</u>し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 災害対策本部の組織及び所掌事務</p> <p>災害対策本部の組織及び所掌事務は、富士吉田市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 2 号）に基づく富士吉田市災害対策本部規程（昭和 42 年災本訓令甲第 1 号）で定めるとおりとし、別表 1 及び別表 2 に掲げる。</p> <p>また、本章第 2 節「<u>職員配備基準</u>」による配備基準において、震度 6 弱以上の地震などの大規模災害発生の場合による「B 配備」体制をとる場合には、災害対策本部の組織及び所掌事務は、別表 3 及び別表 4 に掲げるとおりとする。なお、別表 1 及び別表 2 における災害対策本部の体制を、B 配備と区別して「A 配備」とよぶ。B 配備体制における職員の行動は、「大規模災害発生における富士吉田市職員の初期行動マニュアル」（要領）によるものとする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>別表 1 富士吉田市災害対策本部機構図（A 配備）</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 応急活動体制</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を<u>防御</u>し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 災害対策本部の組織及び所掌事務</p> <p>災害対策本部の組織及び所掌事務は、富士吉田市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 2 号）に基づく富士吉田市災害対策本部規程（昭和 42 年災本訓令甲第 1 号）で定めるとおりとし、別表 1 及び別表 2 に掲げる。</p> <p>また、本章第 2 節「<u>職員の配置及び動員計画</u>」による配備基準において、震度 6 弱以上の地震などの大規模災害発生の場合による「B 配備」体制をとる場合には、災害対策本部の組織及び所掌事務は、別表 3 及び別表 4 に掲げるとおりとする。なお、別表 1 及び別表 2 における災害対策本部の体制を、B 配備と区別して「A 配備」とよぶ。B 配備体制における職員の行動は、「大規模災害発生における富士吉田市職員の初期行動マニュアル」（要領）によるものとする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>別表 1 富士吉田市災害対策本部機構図（A 配備） <u>次表に修正</u></p>	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>組織再編により修正</p>
---	--	--

別表 1

富士吉田市災害対策本部機構図（A配備）



富士吉田市地域防災計画修正案新旧対照表

頁数	旧	新	改正理由
----	---	---	------

部	部長	班	班 長	事 務 分 掌		部	部長	班	班 長	事 務 分 掌		
別表2 富士吉田市災害対策本部事務分掌及び編成表（A配備）						別表2 富士吉田市災害対策本部事務分掌及び編成表（A配備）						
企画部	企画部長	管理本部	企画担当次長 安全対策課担当次長	(略)		企画部	企画部長	管理本部	企画次長	(略)		
(略)						(略)						
		企画班 地域振興・移住定住班 ふるさと納税推進室	企画課長 国際スポーツ大会 キャンプ地帯対策推進室長 地域振興・移住定住課長 ふるさと納税推進室長	(略)				企画班 地域振興・移住定住班	企画課長 国際スポーツ大会 キャンプ地帯対策推進室長 地域振興・移住定住課長	(略)		
(略)						(略)						
		安全対策班	安全対策課長 富士山火山対策室長	1 災害対策本部に関すること。 2 予警報等の伝達及び災害広報に関するこ				安全対策班	安全対策課長 富士山火山対策室長	1 災害対策本部に関すること。 2 予警報等の伝達及び災害広報に関するこ		

				<p>と。</p> <p>3 災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>4 警察・消防団等関係機関との災害情報の交換及び連絡調整に関すること。</p> <p>5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>6 防災行政無線の受発信、管理に関すること。</p> <p>7 避難場所の設置及び管理に関すること。</p> <p>8 防災会議に関すること。</p> <p>9 応援協定による協力要請に関すること</p> <p>10 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>11 避難準備情報、避難の<u>勧告</u>・指示への対応に関すること。</p> <p>12 交通安全対策に関すること。</p> <p>13 警察及び消防団との連絡に関すること。</p> <p>14 隣接市町村消防団との連絡に関すること。</p> <p>15 放射線に関すること。</p>					<p>と。</p> <p>3 災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>4 警察・消防団等関係機関との災害情報の交換及び連絡調整に関すること。</p> <p>5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</p> <p>6 防災行政無線の受発信、管理に関すること。</p> <p>7 避難場所の設置及び管理に関すること。</p> <p>8 防災会議に関すること。</p> <p>9 応援協定による協力要請に関すること</p> <p>10 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>11 避難準備情報、避難の<u>      </u>指示への対応に関すること。</p> <p>12 交通安全対策に関すること。</p> <p>13 警察及び消防団との連絡に関すること。</p> <p>14 隣接市町村消防団との連絡に関すること。</p> <p>15 放射線に関すること。</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------------

			(略)				(略)			
総務部	総務部長		(略)	税務班 収税班	税務課 収税課	1 住家等一般被害調査に関する事 こと。  2 災害による市税等に関する事 こと。 3 他班の応援に関する事 こと。	税務班 収税班	税務課 収税課	1 住家等一般被害調査に関する事 こと。 2 <u>り災証明書</u> の発行に関する事 こと。 3 災害による市税等に関する事 こと。 4 他班の応援に関する事 こと。	所管替えのため
市民生活部	市民生活部長		(略)	子育て支援班	子育て支援課長 保育・幼稚園室長	1 保育園等の被害調査及び災害対策に関する事 こと。 2 保育園児 <u>          </u> <u>          </u> の避難等安全確保に関する事 こと。 3 避難所開設の協力に関する事 こと。 4 要配慮者の安全確保、安否確認に関する事 こと。 5 他班の応援に関する事 こと。	子育て支援班	子育て支援課長 保育・幼稚園室長	1 保育園等の被害調査及び災害対策に関する事 こと。 2 保育園児 <u>及び幼稚園</u> <u>児</u> の避難等安全確保に関する事 こと。 3 避難所開設の協力に関する事 こと。 4 要配慮者の安全確保、安否確認に関する事 こと。 5 他班の応援に関する事 こと。	所管替えのため

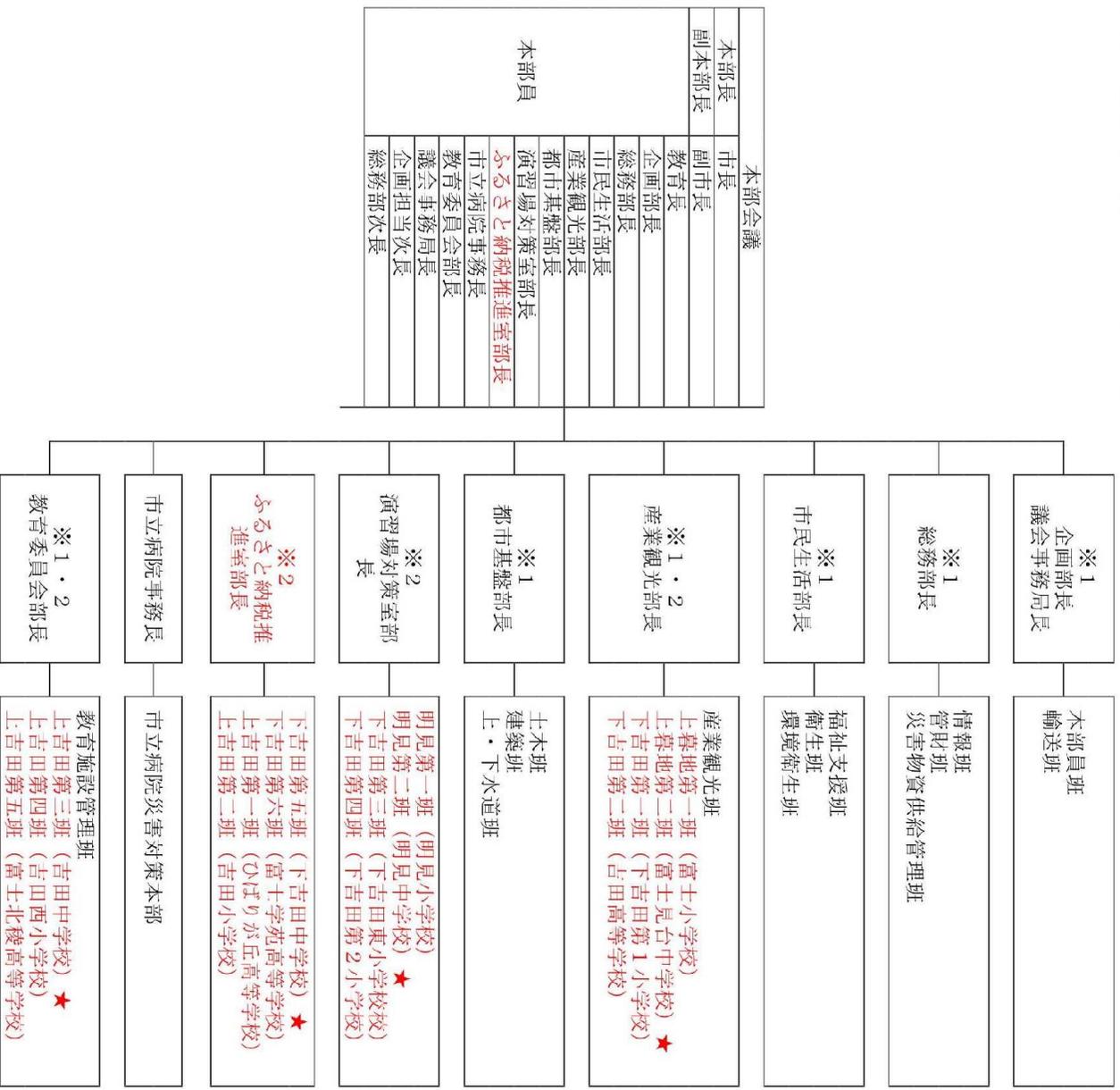
		健康長寿班	健康長寿課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 災害時の医療、助産、埋葬、防疫に関すること。</li> <li>3 災害対策用医療品の確保に関すること。</li> <li>4 医師会等の応援要請に関すること。</li> <li>5 被災者の公害・衛生管理に関すること。</li> <li>6 要配慮者の安全確保、安否確認に関すること。</li> </ol>		健康長寿班	健康長寿課長 <u>健康推進室長</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 災害時の医療、助産、埋葬、防疫に関すること。</li> <li>3 災害対策用医療品の確保に関すること。</li> <li>4 医師会等の応援要請に関すること。</li> <li>5 被災者の公害・衛生管理に関すること。</li> <li>6 要配慮者の安全確保、安否確認に関すること。</li> </ol>	所管替えのため
		市民班	市民課 国民健康保険室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者及び被災世帯の確認及び被災者名簿に関すること。</li> <li>2 <u>り災証明書の発行に関すること。</u></li> <li>3 国民年金の保険料等に関すること。</li> <li>4 国民健康保険等に関すること。</li> <li>5 他班の応援に関すること。</li> </ol>		市民班	市民課 国民健康保険室長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者及び被災世帯の確認及び被災者名簿に関すること。</li> <li>2 国民年金の保険料等に関すること。</li> <li>3 国民健康保険等に関すること。</li> <li>4 他班の応援に関すること。</li> </ol>	
		(略)				(略)			
		(略)				(略)			
都市基盤部	都市基盤部長	(略)			都市基盤部	都市基盤部長	(略)		

	<u>上下水道担当部長</u>	建築住宅班	建築住宅課 <u>上吉田団地建設室長</u>	(略)			建築住宅班	建築住宅課	(略)	
		上下水道管理班 上下水道工務班	(略)	1 飲料水の確保に関する こと。 2 水道に係る災害予 算及び経理に関する こと。 3 復旧工事に必要な 資機材の調達に関す ること。 4 水道施設の被害調 査及び災害対策に関 すること。 5 水源に関すること。 6 <u>水道工事指定店の 配備計画に関すること</u> 7 下水道施設の被害 調査及び災害対策に 関すること。 8 <u>下水道工事指定店の配 備計画に関すること</u> 9 他班の応援に関す ること。			上下水道管理班 上下水道工務班	(略)	1 飲料水の確保に関 すること。 2 水道に係る災害予 算及び経理に関する こと。 3 復旧工事に必要な 資機材の調達に関す ること。 4 水道施設の被害調 査及び災害対策に関 すること。 5 水源に関すること。 _____ 6 下水道施設の被害 調査及び災害対策に 関すること。 _____ 7 他班の応援に関す ること。	業務継続計 画修正のため
	(略)				(略)					
					<u>ふるさと納税推進室</u>	<u>ふるさと納税推進室部長</u>	<u>ふるさと納税推進室班</u>	<u>ふるさと納税推進室</u>	1 <u>ふるさと納税対応 に関すること。</u> 2 <u>他班の応援に関す ること。</u>	業務継続計 画修正のため
教育委員会	教育委員会部長	(略)			教育委員会	教育委員会部長	(略)			組織再編に より修正

		学校教育班 教育研修所班	学 校 教 育 課 長 教 育 研 修 所 課 長	1 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 <u>幼稚園児</u> 、児童、生徒の安全確保・安否確認に関すること 3 避難所開設の協力に関すること。 4 被災児童 <u>    </u> の被害調査及び災害対策に関すること。 5 災害時における教育の確保について。 6 教育関係義援金品の受け付け、支給に関すること。			学校教育班 教育研修所班	学 校 教 育 課 長 教 育 研 修 所 課 長	1 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 <u>        </u> 児童、生徒の安全確保・安否確認に関すること 3 避難所開設の協力に関すること。 4 被災児童生徒の被害調査及び災害対策に関すること。 5 災害時における教育の確保について。 6 教育関係義援金品の受け付け、支給に関すること。	所管替えのため
(略)				(略)						
(略)				(略)						
別表 3 富士吉田市災害対策本部機構図 (B配備)				別表 3 富士吉田市災害対策本部機構図 (B配備) <u>次表に修正</u>				組織再編により修正		

別表 3

富士吉田市災害対策本部機構図（B配備）



★マークのある救護所は、医師がいる救護所。それ以外は、保健師等による救護所運営となる。

※1 被災状況調査・応急復旧グループ

※2 避難所運営・各班応援グループ

※3 被災状況調査・応急復旧グループは、避難所運営・各班応援グループとの交代や支援を行う。

※4 被災状況調査・応急復旧グループ各班から応援要請があった場合、避難所運営・各班応援グループを中心に班単位で支援を行う。

富士吉田市地域防災計画修正案新旧対照表

頁数	旧	新	改正理由
----	---	---	------

別表 4	富士吉田市地震災害警戒本部事務分掌及び編成表				別表 4	富士吉田市地震災害警戒本部事務分掌及び編成表				
部	部長	班	事務分掌	部	部長	班	事務分掌			
企画部	企画部長 議会事務局長	本部員班	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 各防災関係機関、他自治体への応援等の要請、報告、連絡調整に関すること。 3 防災行政無線等による情報周知に関すること。 4 報道機関への協力要請、報道対応、その他連絡に関すること。 5 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整に関すること。 6 災害救助活動に伴う自治会等各種団体との連絡調整に関すること。 7 市議会との連絡調整に関すること。 8 その他災害応急対策全般に関すること。	企画部	企画部長 議会事務局長	本部員班	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 各防災関係機関、他自治体への応援等の要請、報告、連絡調整に関すること。 3 防災行政放送等による情報周知に関すること。 4 報道機関への協力要請、報道対応、その他連絡に関すること。 5 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整に関すること。 6 災害救助活動に伴う自治会等各種団体との連絡調整に関すること。 7 市議会との連絡調整に関すること。 8 その他災害応急対策全般に関すること。	放送設備更新のため		
		輸送班	1 応急機材、生活物資機材の搬送に関すること。 2 輸送に係る関係団体の応援、連絡調整に関すること。 3 その他輸送応急対策に関すること。			輸送班	1 応急機材、生活物資機材の搬送に関すること。 2 輸送に係る関係団体の応援、連絡調整に関すること。 3 その他輸送応急対策に関すること。			
		情報班	1 各班から発言される情報の整理、記録、統計に関すること。 2 整理した情報のフィードバックに関すること。 3 本部員班の応援に関すること。			情報班	1 各班から発言される情報の整理、記録、統計に関すること。 2 整理した情報のフィードバックに関すること。 3 本部員班の応援に関すること。			
総務部	総務部長	管財班	1 災害時の停電対策、電話交換等通話施設の確保に関すること。 2 災害用車両の確保及び配車計画に関すること。	総務部	総務部長	管財班	1 災害時の停電対策、電話交換等通話施設の確保に関すること。 2 災害用車両の確保及び配車計画に関すること。			

				<p>3 市有施設の被害調査に関すること。</p> <p>4 本部員班の応援に関すること。</p>				<p>3 市有施設の被害調査に関すること。</p> <p>4 本部員班の応援に関すること。</p>		
			災害物資供給管理班	<p>1 各防災備蓄倉庫の開錠、搬出物資機材の管理に関すること。</p> <p>2 災害援助物資集積所の開設・運営に関すること。</p> <p>3 災害援助物資の受け入れ、管理に関すること。</p> <p>4 備蓄物資・援助物資の搬出に関すること。</p> <p>5 その他、物資供給応急対策に関すること。</p>				災害物資供給管理班	<p>1 各防災備蓄倉庫の開錠、搬出物資機材の管理に関すること。</p> <p>2 災害援助物資集積所の開設・運営に関すること。</p> <p>3 災害援助物資の受け入れ、管理に関すること。</p> <p>4 備蓄物資・援助物資の搬出に関すること。</p> <p>5 その他、物資供給応急対策に関すること。</p>	
市民生活部	市民生活部長		福祉支援班	<p>1 要配慮者の安否確認に関すること。</p> <p>2 自主防災会、民生委員など要配慮者支援に係る団体への要請、連絡調整に関すること。</p> <p>3 避難所での要配慮者支援に関すること。</p> <p>4 福祉避難所の確保に関すること。</p> <p>5 福祉団体との連絡調整に関すること。</p> <p>6 その他福祉支援応急対策に関すること。</p>	市民生活部	市民生活部長		福祉支援班	<p>1 要配慮者の安否確認に関すること。</p> <p>2 自主防災会、民生委員など要配慮者支援に係る団体への要請、連絡調整に関すること。</p> <p>3 避難所での要配慮者支援に関すること。</p> <p>4 福祉避難所の確保に関すること。</p> <p>5 福祉団体との連絡調整に関すること。</p> <p>6 その他福祉支援応急対策に関すること。</p>	
			衛生班	<p>1 避難所等の衛生指導等に関すること。</p> <p>2 医師会等の応援要請に関すること。</p> <p>3 災害対策用医療品の確保に関すること。</p> <p>4 その他防疫応急対策に関すること。</p>				衛生班	<p>1 避難所等の衛生指導等に関すること。</p> <p>2 医師会等の応援要請に関すること。</p> <p>3 災害対策用医療品の確保に関すること。</p> <p>4 その他防疫応急対策に関すること。</p>	

61			環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境処理施設の被害調査、施設確保に関すること。</li> <li>2 指定避難所で発生するゴミの収集運搬処理に関すること。</li> <li>3 街中で発生する災害ゴミへの対応に関すること。</li> <li>4 オルソ等消毒剤の供与及び消毒作業の実施や指導など、被災者・被災地の防疫に関すること。</li> <li>5 その他環境衛生応急対策に関すること。</li> </ol>			環境衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境処理施設の被害調査、施設確保に関すること。</li> <li>2 指定避難所で発生するゴミの収集運搬処理に関すること。</li> <li>3 街中で発生する災害ゴミへの対応に関すること。</li> <li>4 オルソ等消毒剤の供与及び消毒作業の実施や指導など、被災者・被災地の防疫に関すること。</li> <li>5 その他環境衛生応急対策に関すること。</li> </ol>
	産業観光部	産業観光部長	産業観光班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光、農業用施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 観光関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 観光客の避難救助に関すること。</li> <li>4 その他観光応急対策に関すること。</li> </ol>	産業観光部	産業観光部長	産業観光班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光、農業用施設等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 観光関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 観光客の避難救助に関すること。</li> <li>4 その他観光応急対策に関すること。</li> </ol>
	都市基盤部	都市基盤部長 <u>上下水道担当部長</u>	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 優先道路の現況調査及び障害物除去による通行の確保に関すること。</li> <li>2 市道、農道、林道、農地の被害状況調査及び応急措置に関すること。</li> <li>3 関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関すること。</li> <li>4 その他災害応急対策に関すること。</li> </ol>	都市基盤部	都市基盤部長	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 優先道路の現況調査及び障害物除去による通行の確保に関すること。</li> <li>2 市道、農道、林道、農地の被害状況調査及び応急措置に関すること。</li> <li>3 関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関すること。</li> <li>4 その他災害応急対策に関すること。</li> </ol>
			建築班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所等市有施設の応急危険度判定に関すること。</li> <li>2 各所から派遣されて来た応急危険度判定士のコーディネートに関すること。</li> </ol>			建築班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所等市有施設の応急危険度判定に関すること。</li> <li>2 各所から派遣されて来た応急危険度判定士のコーディネートに関すること。</li> </ol>



- 認に関すること。
- 3 被災児童・生徒の被害調査に関すること。
- 4 その他災害応急対策に関すること。

- 認に関すること。
- 3 被災児童・生徒の被害調査に関すること。
- 4 その他災害応急対策に関すること。

68

### 第2節 職員の配置及び動員計画

- 第1 (略)
- 第2 動員対象から除外する職員
  - 1～3 (略)
  - 4 勤務時間外、休日における職員への伝達及び配備
- (1)～(3) (略)

資料編・職員への伝達方法体系図(勤務時間中及び勤務時間外・休日) (P46)

第3～第4 (略)

### 第3節 応援協力要請計画

- 第1～第3 (略)
- 第4 応援協定等に基づく要請
  - 1～2 (略)
  - 3 郵便局に対する協力要請 (略)

資料編・災害時における富士吉田郵便局の郵便局と富士吉田市間の協力に関する覚書 (P29)

第5 応援受入体制の確保

- 1～2 (略)
- 3 搬送物資受入施設の整備
 

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の場所を搬送物資集積場所と定める。

名 称	所 在 地	電話番号
富士山アリーナ	富士吉田市新屋 <u>1936</u>	0555—23—1271

被災により、指定した一時集積場所が使用不能の場合は、「災害時にお

### 第2節 職員の配置及び動員計画

- 第1 (略)
- 第2 動員対象から除外する職員
  - 1～3 (略)
  - 4 勤務時間外、休日における職員への伝達及び配備
- (1)～(3) (略)

資料編・職員への伝達方法体系図(勤務時間中及び勤務時間外・休日) (P47)

第3～第4 (略)

### 第3節 応援協力要請計画

- 第1～第3 (略)
- 第4 応援協定等に基づく要請
  - 1～2 (略)
  - 3 郵便局に対する協力要請 (略)

資料編・災害発生時における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定 (P31)

第5 応援受入体制の確保

- 1～2 (略)
- 3 搬送物資受入施設の整備
 

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の場所を搬送物資集積場所と定める。

名 称	所 在 地	電話番号
富士山アリーナ	富士吉田市新屋 <u>3-7-5</u>	0555—23—1271

被災により、指定した一時集積場所が使用不能の場合は、「災害発生時

<p>69 ～</p>	<p><u>ける富士吉田郵便局ほか郵便局と富士吉田市間の協力に関する覚書</u>」により郵便局から用地の提供を受ける等、代替場所を早急に決定する</p> <p>第4節 予報及び警報等の伝達計画</p> <p>第1 予報・警報の種類等</p> <p>1 気象庁及び甲府地方気象台が発表する予報・警報</p> <p>(1) 予報・警報の種類と定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府県天気予報</td> <td>予報発報時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報</td> </tr> <tr> <td>天気分布予報</td> <td>日本全国を約20km格子に分け、それぞれについて3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分佈図形式で行う予報</td> </tr> <tr> <td>地域時系列予報</td> <td>代替地の地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報</td> </tr> <tr> <td>週間天気予報</td> <td>発表日翌日から7日間先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、大雪、強風、暴風等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報</td> </tr> <tr> <td>警報級の可能性（明日まで）</td> <td>大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象となる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日05時、11時、17時）に合わせて天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報</td> </tr> <tr> <td>警報級の可能性（明後日以降）</td> <td>大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象となる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨、洪水、大雪、暴風等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の危険性が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td>府県気象情報</td> <td>気象予報等について、特別警報・警報・注意報が先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解明する場合等に発表する情報</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定義	府県天気予報	予報発報時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報	天気分布予報	日本全国を約20km格子に分け、それぞれについて3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分佈図形式で行う予報	地域時系列予報	代替地の地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報	週間天気予報	発表日翌日から7日間先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、暴風等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	警報級の可能性（明日まで）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象となる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日05時、11時、17時）に合わせて天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報	警報級の可能性（明後日以降）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象となる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の危険性が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	府県気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報が先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解明する場合等に発表する情報	土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報	<p>等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定」により郵便局から用地の提供を受ける等、代替場所を早急に決定する</p> <p>第4節 予報及び警報等の伝達計画</p> <p>気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。</p> <p>第1 予報・警報の種類等</p> <p>1 <u>気象庁及び甲府地方気象台が発表する予報・警報予報・特別警報・警報・注意報等の種類警戒レベルを用いた防災情報の提供</u></p> <p><u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</u></p> <p><u>「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</u></p> <p><u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u></p> <p><u>(ア) 特別警報・警報・注意報</u></p> <p><u>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸</u></p>	<p>甲府地方気象台修正のため</p>
種類	定義																										
府県天気予報	予報発報時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報																										
天気分布予報	日本全国を約20km格子に分け、それぞれについて3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分佈図形式で行う予報																										
地域時系列予報	代替地の地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報																										
週間天気予報	発表日翌日から7日間先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）																										
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、暴風等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報																										
警報級の可能性（明日まで）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象となる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日05時、11時、17時）に合わせて天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報																										
警報級の可能性（明後日以降）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象となる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報																										
警報	大雨、洪水、大雪、暴風等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報																										
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の危険性が著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報																										
府県気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報が先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解明する場合等に発表する情報																										
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報																										

記録的短時間大雨情報	数日に1回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測・確認したとき、府県気象情報的一种として発表する情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが高まっている旨を発表する情報
指定河川洪水情報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

※予報区とは、天気予報及び警報・注意報の対象とする地域

(2) 警報・注意報基準一覧表

発表官署		甲府地方気象台			
府県予報区		山梨県			
一次細分区域		中・西部		東部・富士五湖地方	
市町村等をまとめた地域		中北地域	峡東地域	峡南地域	東部 富士五湖
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準で到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準で到達することが予想される場合			
	暴風 (平均風速)	20m/s以上			
	暴風雪 (平均風速)	20m/s以上 雪を伴う			
	大雪	盆地: 12時間降雪の深さ 15cm	12時間降雪の深さ 30cm		12時間降雪の深さ 30cm
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準で到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準で到達することが予想される場合			
	強風(平均風速)	12m/s以上※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。			
	風雪(平均風速)	合12m/s以上 雪を伴う※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。			

水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが大きく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ大きく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ大きく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ大きく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」の両方についても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたと発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル4に相当。



<p>雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“—”で示している。</p> <p>③ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p> <p>④ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。</p> <p>⑤ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。</p> <p>⑥ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は (<a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html</a>)を参照。</p> <p>⑦ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。</p> <p>&lt;参考&gt;  <b>土壌雨量指数</b>：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</p> <p><b>表面雨量指数</b>：表面雨量指数は、短時間雨量による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。</p> <p><b>流域雨量指数</b>：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面</p>	<p><u>濃霧注意報</u></p> <p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	
	<p><u>雷注意報</u></p> <p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>	
	<p><u>乾燥注意報</u></p> <p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p>	
	<p><u>なだれ注意報</u></p> <p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	
	<p><u>着氷注意報</u></p> <p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起ころおそれのあるときに発表される。</p>	
	<p><u>着雪注意報</u></p> <p>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起ころおそれのあるときに発表される。</p>	
	<p><u>融雪注意報</u></p> <p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。</p>	
	<p><u>霜注意報</u></p> <p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起ころおそれのあるときに発表される。</p>	
	<p><u>低温注意報</u></p> <p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起ころおそれがあるときに発表される。</p>	

や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

(別表1) 大雨警報基準 令和2年5月29日現在

二次細分区域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
富士五湖	富士吉田市	10	133	
	西桂町	16	157	
	忍野村	15	183	
	山中湖村	14	183	
	鳴沢村	14	150	
	富士河口湖町	11	140	

(別表2) 洪水警報基準 平成29年7月7日現在

二次細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 <sup>*1</sup>	指定河川洪水予報による基準
富士五湖	富士吉田市	桂川流域=30.8	桂川流域=(6, 18, 2)	—
	西桂町	桂川流域=40.1	—	—
	忍野村	桂川流域=26.2	—	—
	山中湖村	桂川流域=22.5	—	—
	鳴沢村		—	—
	富士河口湖町	西川流域=8.7	—	—

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(ウ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、極めて危険(濃紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難準備やガードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

78	(別表3) 大雨注意報基準 <span style="float:right">令和2年5月29日現在</span>				<p><u>洪水警報の危険度分布</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象である中小河川（水辺周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階で色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを自動的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> </ul>		
	二次細分区域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準			
	富士五湖	富士吉田市		7		98	
		西桂町		10		116	
		忍野村		10		135	
		山中湖村		10		135	
		鳴沢村		10		111	
		富士河口湖町		8		103	
	(別表4) 洪水注意報基準 <span style="float:right">平成29年7月7日現在</span>					<p><u>当</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「注意」（黄）：避難準備やハザードマップ等より災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>	
	二次細分区域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準※1		指定河川洪水予報による基準	
富士五湖	富士吉田市	桂川流域=24.6	桂川流域=(6, 16.4)	—			
	西桂町	桂川流域=32.1	—	—			
	忍野村	桂川流域=21	—	—			
	山中湖村	桂川流域=18	—	—			
	鳴沢村		—	—			
	富士河口湖町	西川流域=6.9	—	—			
<p>(3) 注意報・警報の切替・解除</p> <p>注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。</p> <p>(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準</p> <table border="1" style="width:100%"> <tr> <td style="width:20%">山梨県記録的短時間大雨情報</td> <td>県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は、解雨雨量で、1時間に100mm以上の降雨を観測し又は、解雨したとき</td> </tr> </table> <p>(5) 気象等に関する特別警報の発表基準</p>					山梨県記録的短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は、解雨雨量で、1時間に100mm以上の降雨を観測し又は、解雨したとき	<p><u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p>水辺周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれほど高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水時間予報等）を取り込んで、流域で降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>
山梨県記録的短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は、解雨雨量で、1時間に100mm以上の降雨を観測し又は、解雨したとき						
<p><u>(エ) 早期注意情報（警報級の可能性）</u></p> <p>5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（中・西部、東部・富士五湖）ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p><u>(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報</u></p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</p>							

大雨や大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起るおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報
暴風	数十年一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報
暴風雪	数十年一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年一度の降雪量となる雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報

(注) 発表に当たっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される場合に危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報が発表される。

- ①48時間降水量及び土壤雨量指数(※1)において、50年一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現
- ②3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現(ただし、3時間降水量が150mm(※2)を超える格子のみをカウント対象とする。)

土壤雨量指数(※1): 降った雨が地下の土壤中に貯まっている状態を表す値。

この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

3時間降水量150mm(※2): 1時間50mmの雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が3時間続くことに相当

雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

令和2年5月

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(カ) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(キ) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(ク) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位(中・西部、東部・富士五湖)で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた

26日現在

地 域		50年に一度の値		
市町村等を まとめた区域	二次細部区域	R48	R03	SWI
富士五湖	富士吉田市	620	195	33
富士五湖	西桂町	447	128	25
富士五湖	忍野村	555	176	30
富士五湖	山中湖村	587	190	32
富士五湖	鳴沢村	636	193	33
富士五湖	富士河口湖町	498	148	28

注1) 略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(mm)、R03：3時間降水量(mm)、SWI：  
土壌雨量指数

(Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均  
値をとったものである。

注3) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小ま  
で厳密に評価する意味は無い。

注4) 特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村  
で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注5) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカ  
ウント対象とする。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の  
温帯低気圧が来襲する場合

台風については指標となる中心気圧、又は最大風速を保ったまま、中  
心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、  
暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想さ  
れる地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報が、特  
別警報として発表される。

場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる  
竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている  
旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(ケ) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上  
危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対  
して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

(コ) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避  
難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨  
県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決  
めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の  
表題

により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

指定河川洪水予報の種類、課題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難準備や救済活動等の必要と なる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最 善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続し ているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況。避難等の氾濫発生対 する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とす る。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (c m)	備考
山梨県	甲府	48	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	88	

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注2) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(5) 甲府地方気象台の伝達経路 (略)

(6) NTTの扱う警報の伝達

(7) 県の伝達

2 (略)

3 山梨県(県土整備部砂防課)と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。

	<u>氾濫警戒情報</u>	<u>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
<u>洪水注意報</u>	<u>氾濫注意情報</u>	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>避難で備えハザードマップ等より災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>

(2) 甲府地方気象台の伝達経路 (略)

(3) NTTの扱う警報の伝達

(4) 県の伝達

2 (略)

3 山梨県(県土整備部砂防課)と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。

<p>76</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 解除基準</p> <p>解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、<u>一連の降雨をもたらず気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の2段階目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 市町村の発令する警報（火災警報）</p> <p>空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想される時、市長が発令する。</p> <p><u>①実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり最大風速7m/s以上吹く見込みのとき。</u></p> <p><u>②実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。</u></p> <p><u>③最大風速が12メートル以上吹く見込みのとき(降雨・降雪中、又は、まもなく降り出すと予想される時は通報しないこともある)。</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 解除基準</p> <p>解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、<u>かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>5 市町村の発令する警報（火災警報）</p> <p>空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想される時、市長が発令する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>77</p>	<p>(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想される時、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 被害情報の収集伝達</p> <p>(1) 被害情報の収集伝達</p> <p>総合防災情報システムにより被害情報を収集するとともに地理空間情報（地理空間推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報） _____</p> <p>_____の活用に努める。</p>	<p>(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想される時、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 被害情報の収集伝達</p> <p>(1) 被害情報の収集伝達</p> <p>総合防災情報システムにより被害情報を収集するとともに地理空間情報（地理空間推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報） <u>及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）</u>の活用に努める。</p>	

78	<p>被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第5節 災害通信計画</p> <p>第1 災害時における通信の方法</p> <p>1 通信施設の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>資料編 ・ 市防災行政用無線設置状況 (P <a href="#">39</a>) ・ 市防災行政用放送設置状況 (P <a href="#">40</a>)</p> <p>2 (略)</p>	<p>被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第5節 災害通信計画</p> <p>第1 災害時における通信の方法</p> <p>1 通信施設の現況</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>資料編 ・ 市防災行政用無線設置状況 (P <a href="#">40</a>) ・ 市防災行政用放送設置状況 (P <a href="#">41</a>)</p> <p>2 (略)</p>	
80	<p>第2 (略)</p> <p>第3 他の機関の通信設備の利用 (略)</p> <p>資料編 ・ 市内における無線局一覧 (P <a href="#">44</a>)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 放送の要請と通信確保手段</p> <p>1 放送の要請</p> <p>資料編 ・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧 (P <a href="#">31</a>)</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第3 他の機関の通信設備の利用 (略)</p> <p>資料編 ・ 市内における無線局一覧 (P <a href="#">45</a>)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 放送の要請と通信確保手段</p> <p>1 放送の要請</p> <p>資料編 ・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧 (P <a href="#">32</a>)</p>	
81	<p>2 通常の通信経路絶時の通信確保</p> <p>資料編 ・ 通信経路絶時の伝達手段一覧 (P <a href="#">47</a>)</p>	<p>2 通常の通信経路絶時の通信確保</p> <p>資料編 ・ 通信経路絶時の伝達手段一覧 (P <a href="#">48</a>)</p>	
83	<p>第8～第10 (略)</p> <p>第6節 雪害予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 除雪力の充実強化</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市有の重機等の配備</p> <p>資料編 ・ 除雪資機材一覧 (P <a href="#">85</a>)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第8～第10 (略)</p> <p>第6節 雪害予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 除雪力の充実強化</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市有の重機等の配備</p> <p>資料編 ・ 除雪資機材一覧 (P <a href="#">86</a>)</p> <p>第3 (略)</p>	



87 第2 被害状況の調査  
1 各部における調査

担当			協力団体等	調査事項
部	班	調査責任者		
(略)				
都市基盤部	道路公園班	道路公園課長	富士吉田建設安全協議会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共土木施設の被害
	建築住宅班	建築住宅課長	山梨県建築士会	指定避難所施設等の応急危険度判定
	上下水道管理班	上下水道管理課長	富士吉田市管工事協会	配水場池水道施設の被害
	<u>上下水道工務班</u>	<u>上下水道工務課長</u>	<u>民間協力会社</u>	<u>下水道施設の被害</u>
(略)				

88 2 (略)  
3 郵便局との連携強化  
資料編・災害時における富士吉田郵便局と郵便局と富士吉田市の相互協力に関する覚書(P29)  
4～6 (略)  
第4 災害情報の報告等  
1～3 (略)  
4 被害報告の種別  
(1) 県指定に基づく被害報告  
ア 様式 (略)  
資料編・県民センターへの報告様式(様式第1号～様式第3号)(P86)  
イ (略)

第2 被害状況の調査  
1 各部における調査

担当			協力団体等	調査事項
部	班	調査責任者		
(略)				
都市基盤部	道路公園班	道路公園課長	富士吉田建設安全協議会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共土木施設の被害
	建築住宅班	建築住宅課長	山梨県建築士会	指定避難所施設等の応急危険度判定
	上下水道管理班	上下水道管理課長	富士吉田市管工事協会	配水場等水道施設の被害
	<u>上下水道工務班</u>	<u>上下水道工務課長</u>	<u>民間協力会社</u>	<u>下水道施設の被害</u>
(略)				

2 (略)  
3 郵便局との連携強化  
資料編・災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定(P31)  
4～6 (略)  
第4 災害情報の報告等  
1～3 (略)  
4 被害報告の種別  
(1) 県指定に基づく被害報告  
ア 様式 (略)  
資料編・県民センターへの報告様式(様式第1号～様式第3号)(P87)  
イ (略)

91	(2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告 ア 様式 (略) 資料編 ・ 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 (様式第1号～様式第3号) (P89) ・ 被害程度の判定基準等 (P92)	(2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告 ア 様式 (略) 資料編 ・ 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 (様式第1号～様式第3号) (P90) ・ 被害程度の判定基準等 (P93)	
93	イ～ウ (略) 第5 (略) 第6 被害程度の判定基準 (略) 資料編 ・ 被害程度の判断基準等 (P92)	イ～ウ (略) 第5 (略) 第6 被害程度の判定基準 (略) 資料編 ・ 被害程度の判断基準等 (P93)	
94	第8節 自衛隊災害派遣要請計画	第8節 自衛隊災害派遣要請計画	
	第1～2 (略) 第3 災害派遣要請依頼要領等 1～2 (略) 資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書 (P95)	第1～2 (略) 第3 災害派遣要請依頼要領等 1～2 (略) 資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書 (P96)	
96	第4 災害派遣部隊の受入れ体制 1～4 (略) 資料編 ・ 場外離着陸場一覧 (P48) ・ 自衛隊宿泊予定施設 → 鐘山体育館	第4 災害派遣部隊の受入れ体制 1～4 (略) 資料編 ・ 場外離着陸場一覧 (P49) ・ 自衛隊宿泊予定施設 → 鐘山体育館	
97	第5～第6 (略) 第9節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画 第1～第3 (略) 第4 受入れ体制 1～4 (略) 資料編 ・ 場外離着陸場一覧 (P48)	第5～第6 (略) 第9節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画 第1～第3 (略) 第4 受入れ体制 1～4 (略) 資料編 ・ 場外離着陸場一覧 (P49)	

<p>99</p>	<p>第5 (略)</p> <p>第10節 広報計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 広報の方法 (略)</p> <div data-bbox="232 389 1050 445" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 ・ 市防災行政放送設置状況 (P40)</p> </div> <p>第4 広報内容</p> <p>広報は、本部員班が、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。</p> <p>なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、市防災行政無線、有線放送、広報車等により被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障害者・高齢者等の要配慮者や外国人に対しても適切な広報に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における住民の心構え</li> <li>(2) 避難の勸告、指示事項</li> <li>(3) 災害情報及び市の防災体制</li> <li>(4) 被害状況及び応急対策実施状況</li> <li>(5) 被災者に必要な生活情報</li> <li>(6) 一般住民に対する注意事項</li> <li>(7) その他必要な事項</li> </ol> <p>第5 報道機関に対する放送要請 (略)</p> <div data-bbox="232 1034 1050 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 ・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧 (P31)</p> <p>・ 放送局への放送要請様式 (P96)</p> </div>	<p>第5 (略)</p> <p>第10節 広報計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 広報の方法 (略)</p> <div data-bbox="1113 389 1930 445" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 ・ 市防災行政放送設置状況 (P41)</p> </div> <p>第4 広報内容</p> <p>広報は、本部員班が、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。</p> <p>なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、市防災行政放送、有線放送、広報車等により被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障害者・高齢者等の要配慮者や外国人に対しても適切な広報に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における住民の心構え</li> <li>(2) 避難の指示事項</li> <li>(3) 災害情報及び市の防災体制</li> <li>(4) 被害状況及び応急対策実施状況</li> <li>(5) 被災者に必要な生活情報</li> <li>(6) 一般住民に対する注意事項</li> <li>(7) その他必要な事項</li> </ol> <p>第5 報道機関に対する放送要請 (略)</p> <div data-bbox="1113 1034 1930 1121" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 ・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧 (P32)</p> <p>・ 放送局への放送要請様式 (P97)</p> </div>	<p>放送設備更新のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
<p>103</p>	<p>104</p> <p>第6 (略)</p> <p>第11節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法の適用基準</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>第6 (略)</p> <p>第11節 災害救助法の適用計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害救助法の適用基準</p> <p>1～5 (略)</p>	

105	<p>資料編 ・被害程度の判定基準等 (P92)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第8 救助活動の記録と報告 (略)</p> <p>資料編 ・各種救助に係る様式 (P97)</p>	<p>資料編 ・被害程度の判定基準等 (P93)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第8 救助活動の記録と報告 (略)</p> <p>資料編 ・各種救助に係る様式 (P98)</p>	<p>県地域防災計画修正のため</p>
113	<p>第12節 避難計画</p> <p>災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。</p>	<p>第12節 避難計画</p> <p>災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。</p>	
115	<p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p>	<p><u>第1 避難計画の概要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検</u></li> <li>・ <u>災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員</u></li> <li>・ <u>危険地域、危険施設物等の所在場所</u></li> <li>・ <u>避難の指示を行う基準及び伝達方法</u></li> <li>・ <u>避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限</u></li> <li>・ <u>市町村・県の区域を越える避難の実施方法等</u></li> </ul> <p><u>第2 避難所の選定基準等</u></p> <p><u>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを</u></p>	

指定する。指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、概ね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所に有るものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの。(複数の異常な現象の種類を対象に指定可能)

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの。

・指定避難所における被災者の1人当りの必要面積は、2㎡以上とする。

・指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。

・指定避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。

・指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。

・指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。

・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。

・市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、基幹コミュニティセンター等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

・市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難

116

第1 避難の勧告又は指示

1 避難の実施責任者等

避難のための実施責任者等は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職員、消防団員等関係職員が勧告、指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	避難の勧告・指示の別	要件	報告先	根拠法令
市長	災害全般	<u>勧告・指示</u>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第1項
知事	〃	〃	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	市長	災害対策基本法第60条第5項
警察官	〃	<u>指示</u>	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	市長	災害対策基本法第61条
			人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある	公安委員会	警察官職務執行法第4条

してることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

・市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

・市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第3 避難の \_\_\_\_\_ 指示

1 避難の実施責任者等

避難のための実施責任者等は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職員、消防団員等関係職員が \_\_\_\_\_ 指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	要件	報告先	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第1項
知事	〃	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	市長	災害対策基本法第60条第5項
警察官	〃	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	市長	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災	公安委員会	警察官職務執行法第4条

災害対策基本法改正のため

117			天災、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合					工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合																
	知事又はその命を受けた職員	洪水	〃	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条	知事又はその命を受けた職員	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	警察署長	水防法第29条													
		地すべり	〃	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	地すべり等防止法第25条		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	地すべり等防止法第25条													
	水防管理者（市長）	洪水	〃	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	水防法第29条	水防管理者（市長）	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	〃	水防法第29条													
自衛官	災害全般	〃	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場でない場合	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条	自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場でない場合	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条														
<p>2 避難の<b>勧告又は</b>指示の内容</p> <p>避難の<b>勧告又は</b>指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の<b>勧告又は</b>指示を行う。</p>						<p>2 避難の_____指示の内容</p> <p>避難の_____指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の_____指示を行う。</p>						災害対策基本法改正のため												
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">明示事項</td> <td>(1) 避難対象地域</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難先</td> </tr> <tr> <td>(3) 避難経路</td> </tr> <tr> <td>(4) 避難の<b>勧告又は</b>指示の理由</td> </tr> <tr> <td>(5) その他必要な事項</td> </tr> </table>						明示事項	(1) 避難対象地域	(2) 避難先	(3) 避難経路	(4) 避難の <b>勧告又は</b> 指示の理由	(5) その他必要な事項		<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">明示事項</td> <td>(1) 避難対象地域</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難先</td> </tr> <tr> <td>(3) 避難経路</td> </tr> <tr> <td>(4) 避難の_____指示の理由</td> </tr> <tr> <td>(5) その他必要な事項</td> </tr> </table>						明示事項	(1) 避難対象地域	(2) 避難先	(3) 避難経路	(4) 避難の_____指示の理由	(5) その他必要な事項
明示事項	(1) 避難対象地域																							
	(2) 避難先																							
	(3) 避難経路																							
	(4) 避難の <b>勧告又は</b> 指示の理由																							
	(5) その他必要な事項																							
明示事項	(1) 避難対象地域																							
	(2) 避難先																							
	(3) 避難経路																							
	(4) 避難の_____指示の理由																							
	(5) その他必要な事項																							
<p>3 避難<b>勧告又は</b>指示の伝達方法</p> <p>(1) 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。</p> <p>(2) <b>避難勧告又は</b>避難_____指示は災害対策本部の広報活動によるが、<b>勧告又は</b>指示を発したものは、自主防災会等の協力を得て、避難区域住民の周知の徹底に努めるものとする。</p>						<p>3 避難の_____指示の伝達方法</p> <p>(1) 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。</p> <p>(2) _____避難の指示は災害対策本部の広報活動によるが、指示を発したものは、自主防災会等の協力を得て、避難区域住民の周知の徹底に努めるものとする。</p>																		

<p>118</p>	<p>4 関係機関等への連絡                  (1) 知事への報告                  避難の<u>勧告又は</u>、指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。                  (2)～(4) (略)</p> <p>第<u>2</u> 警戒区域の設定                  1 警戒区域と避難<u>勧告</u>・指示の違い                  避難<u>勧告</u>・指示は、对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。                  2～3 (略)</p> <p>第<u>3</u> 避難実施・誘導體制の整備                  1 避難基準の設定                  市は、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難<u>勧告</u>等を行う場合の基準を、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報等により定める。                  2 避難情報発令体制の確立                  市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、土砂災害警戒区域等の住民に避難情報を発令する体制の確立に努める。</p>	<p>4 関係機関等への連絡                  (1) 知事への報告                  避難の_____指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。                  (2)～(4) (略)</p> <p>第<u>4</u> 警戒区域の設定                  1 警戒区域と避難の_____指示の違い                  避難の_____指示は、对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。                  2～3 (略)</p> <p>第<u>5</u> 避難実施・誘導體制の整備                  1 避難基準の設定                  市は、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難<u>指示</u>等を行う場合の基準を、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報等により定める。                  2 避難情報発令体制の確立                  市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、土砂災害警戒区域等の住民に避難情報を発令する体制の確立に努める。</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民ご求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル4】避難勧告</td> <td>○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生す</td> <td>○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始 ○ 外出することによって命の危険が及ぶよ</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	発令時の状況	住民ご求める行動	【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【警戒レベル4】避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生す	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始 ○ 外出することによって命の危険が及ぶよ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民ご求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 _____高齢者等 避難_____</td> <td>○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	発令時の状況	住民ご求める行動	【警戒レベル3】 _____高齢者等 避難_____	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
避難情報	発令時の状況	住民ご求める行動																							
【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																							
【警戒レベル4】避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生す	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始 ○ 外出することによって命の危険が及ぶよ																							
避難情報	発令時の状況	住民ご求める行動																							
【警戒レベル3】 _____高齢者等 避難_____	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなればならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																							
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							

119		る可能性が明らかに高まった状況	うな状況では、室内の安全な場所で避難		_____	_____	災害対策基本法改正のため
	【警戒レベル4】避難指 示(緊急)	○ 切迫した現在の状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○ 避難指図等の発令後で避難中の住民は、确实な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最良の行動	【警戒レベル4】避難指 示 _____	○ _____ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○ _____ 避難中の住民は、确实な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最良の行動	
	【警戒レベル5】災害発 生情報	○ すでに災害が発生している状況	○ 命を守る最善の行動	【警戒レベル5】緊急安 全確保	○ _____ 災害が発生または切迫している状況	○ 命を守る最善の行動	
<p>※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>※「切迫した状況」の具体的事象は次のとおりである。</p> <p>ア 洪水のおそれがあるとき。</p> <p>イ 土砂災害のおそれがあるとき。</p> <p>ウ なだれのおそれがあるとき。</p> <p>エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。</p>				<p>※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>※「切迫した状況」の具体的事象は次のとおりである。</p> <p>ア 洪水のおそれがあるとき。</p> <p>イ 土砂災害のおそれがあるとき。</p> <p>ウ なだれのおそれがあるとき。</p> <p>エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。</p>			
<避難に関する情報の発令に関し基準となるべき情報>				<避難に関する情報の発令に関し基準となるべき情報>			
	避難情報	山地、河川、水路、内水等の状況		避難情報	山地、河川、水路、内水等の状況		
	【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等より浸水の危険が高いと予想される場合</li> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき</li> <li>・「大雨警報」が発表されたとき</li> </ul>		【警戒レベル3】 _____	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等より浸水の危険が高いと予想される場合</li> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき</li> <li>・「大雨警報」が発表されたとき</li> </ul>		
	【警戒レベル4】避難指図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大した場合</li> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、斜面の崩壊、余震のおり、擁壁等が亀裂やひび割れ）を発見したとき</li> <li>・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき</li> </ul>		_____	_____		

<p>120</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 156 456 520"> <p>【警戒レベル4】避難指示 <b>緊急</b></p> </td> <td data-bbox="456 156 1050 520"> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が洩れ出ている場合</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂崩れ現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 520 456 608"> <p>【警戒レベル5】災害発生情報</p> </td> <td data-bbox="456 520 1050 608"> <p>・すでに災害が発生 _____ している場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）</p> </td> </tr> </table>	<p>【警戒レベル4】避難指示 <b>緊急</b></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が洩れ出ている場合</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂崩れ現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</li> </ul>	<p>【警戒レベル5】災害発生情報</p>	<p>・すでに災害が発生 _____ している場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 156 1337 520"> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> </td> <td data-bbox="1337 156 1928 520"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大した場合</li> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のほらみ、擁壁等に亀裂ひび割れ）を発見したとき</li> <li>・土砂災害警戒情報 が発表されたとき</li> <li>・近隣で浸水が洩れ出ている場合</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂崩れ現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 520 1337 608"> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> </td> <td data-bbox="1337 520 1928 608"> <p>・災害が発生 <u>まだ</u> 未だ 始まっている場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）</p> </td> </tr> </table>	<p>【警戒レベル4】避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大した場合</li> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のほらみ、擁壁等に亀裂ひび割れ）を発見したとき</li> <li>・土砂災害警戒情報 が発表されたとき</li> <li>・近隣で浸水が洩れ出ている場合</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂崩れ現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</li> </ul>	<p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p>	<p>・災害が発生 <u>まだ</u> 未だ 始まっている場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
<p>【警戒レベル4】避難指示 <b>緊急</b></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が洩れ出ている場合</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂崩れ現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</li> </ul>										
<p>【警戒レベル5】災害発生情報</p>	<p>・すでに災害が発生 _____ している場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）</p>										
<p>【警戒レベル4】避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣で浸水が拡大した場合</li> <li>・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のほらみ、擁壁等に亀裂ひび割れ）を発見したとき</li> <li>・土砂災害警戒情報 が発表されたとき</li> <li>・近隣で浸水が洩れ出ている場合</li> <li>・近隣で土砂災害が発生したとき</li> <li>・近隣で土砂崩れ現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき</li> </ul>										
<p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p>	<p>・災害が発生 <u>まだ</u> 未だ 始まっている場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）</p>										
<p>121</p>	<p>3～4 （略）</p> <p>第4 避難<b>勧告</b>等の周知・誘導等</p> <p>1 住民への周知・住民の措置</p> <p>避難<b>勧告</b>・指示の実施は、住民に対し次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に障害者、高齢者等要配慮者や外国人に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実な伝達に努める。また、住民は、災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難誘導者の指示に従って学校等の指定避難所に避難するものとする。携帯品等は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜避難<b>勧告</b>・指示の伝達方法＞</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="219 1090 1050 1270"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市防災行政放送及び有線放送による放送</li> <li>○ サイレンの吹鳴、打鐘</li> <li>○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達</li> <li>○ 広報車による伝達</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 避難終了後の確認措置</p> <p>(1) 避難の<b>勧告又は</b>指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市防災行政放送及び有線放送による放送</li> <li>○ サイレンの吹鳴、打鐘</li> <li>○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達</li> <li>○ 広報車による伝達</li> </ul>	<p>3～4 （略）</p> <p>第6 避難<b>指示</b>等の周知・誘導等</p> <p>1 住民への周知・住民の措置</p> <p>避難_____指示の実施は、住民に対し次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に障害者、高齢者等要配慮者や外国人に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実な伝達に努める。また、住民は、災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難誘導者の指示に従って学校等の指定避難所に避難するものとする。携帯品等は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜避難_____指示の伝達方法＞</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1099 1090 1928 1270"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市防災行政放送及び有線放送による放送</li> <li>○ サイレンの吹鳴、打鐘</li> <li>○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達</li> <li>○ 広報車による伝達</li> </ul> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 避難終了後の確認措置</p> <p>(1) 避難の_____指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市防災行政放送及び有線放送による放送</li> <li>○ サイレンの吹鳴、打鐘</li> <li>○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達</li> <li>○ 広報車による伝達</li> </ul>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市防災行政放送及び有線放送による放送</li> <li>○ サイレンの吹鳴、打鐘</li> <li>○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達</li> <li>○ 広報車による伝達</li> </ul>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市防災行政放送及び有線放送による放送</li> <li>○ サイレンの吹鳴、打鐘</li> <li>○ 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達</li> <li>○ 広報車による伝達</li> </ul>											

122	<p>得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 避難の<b>勧告又は</b>指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。</p> <p>第5 避難組織の整備</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検</li><li>2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員</li><li>3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所</li><li>4 避難の<b>勧告又は</b>指示を行う基準及び伝達方法</li><li>5 避難経路及び誘導方法</li><li>6 避難の際の携帯品の制限</li><li>7 収容者の安全管理</li><li>8 負傷者の救護方法</li><li>9 避難路及び避難場所の点検</li><li>10 避難に対する教育、広報</li><li>11 避難訓練の実施</li></ol> <p>第6 避難場所の定義等</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 (略)</li><li>2 避難所の整備</li></ol> <p>(1) 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、<b>被災者</b>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(2) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるとともに、被災地以外にあるものも含</p>	<p>て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 避難の_____指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。</p> <p>第5 避難組織の整備</p> <p>次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検</li><li>2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員</li><li>3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所</li><li>4 避難の_____指示を行う基準及び伝達方法</li><li>5 避難経路及び誘導方法</li><li>6 避難の際の携帯品の制限</li><li>7 収容者の安全管理</li><li>8 負傷者の救護方法</li><li>9 避難路及び避難場所の点検</li><li>10 避難に対する教育、広報</li><li>11 避難訓練の実施</li></ol> <p>第8 避難場所の定義等</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 (略)</li><li>2 避難所の整備</li></ol> <p>(1) 指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、<b>避難者</b>による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(2) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるとともに、被災地以外にあるものも含</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>文言整理</p>
-----	--	---	---------------------------------

123	<p>め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。</p> <p>(3) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>(4) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>簡易トイレ</u>、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資<u>等</u>の備蓄に努めるものとする。</p> <hr/> <p>3 (略)</p> <p>第7 避難所の開設及び運営</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。</p> <hr/> <p>避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。</p> <p>不足する場合には、郵便局との協定又は相互応援協定に基づき避難所の提供を求めるものとする。</p> <p>必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。</p> <p>(3) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ</u>、簡易トイレ、マスク、消毒液、<u>パーティション</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資<u>や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資</u>等の備蓄に努めるものとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第9 避難所の開設及び運営</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。<u>また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所は可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <hr/> <p>避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。</p> <p>不足する場合には、郵便局との協定又は相互応援協定に基づき避難所の提供を求めるものとする。</p> <p>必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画修正のため</p> <p>県地域防災計画修正のため</p> <p>県地域防災計画修正のため</p>
-----	--	--	---

124	<p>(3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。</p>	<p><u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分なスペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。 <u>市は特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p>	<p>県地域防災計画修正のため</p> <p>県地域防災計画修正のため</p>
125 ～	<p>資料編 ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧 (P74) ・災害時における富士吉田郵便局(支)郵便局と富士吉田市間の相互協力に関する覚書(P29)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難所の管理運営</p> <p>(1)</p> <p>(2) 避難所担当職員の責務</p> <p>避難所担当職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたる。</p> <p>なお、避難所の運営においては、避難所運営にあたっての指針に基づく避難所運営マニュアルを参考に、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等にも配慮する。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>資料編 ・避難所運営にあたっての指針 (P77)</p>	<p>資料編 ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧 (P75) ・災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定(P31)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難所の管理運営</p> <p>(1)</p> <p>(2) 避難所担当職員の責務</p> <p>避難所担当職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたる。</p> <p>なお、避難所の運営においては、避難所運営にあたっての指針に基づく避難所運営マニュアルを参考に、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等にも配慮する。</p> <p><u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わずして安心して使用できる場所へ設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に考慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を務めるものとする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>資料編 ・避難所運営にあたっての指針 (P78)</p>	<p>県地域防災計画修正のため</p>

<p>第8 福祉避難所の開設 (略) 第9 防火対象物等の避難対策 (略) 第10 帰宅困難者、滞留者の保護 (略) 第11 他地域からの避難者の受け入れ (略) 新設</p>	<p>第10 福祉避難所の開設 (略) 第11 防火対象物等の避難対策 (略) 第12 帰宅困難者、滞留者の保護 (略) 第13 他地域からの避難者の受け入れ (略) 第14 広域避難 <u>○市は、災害が発生する恐れがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、本市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受け入れについて山梨県地域防災計画に基づき、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u> <u>○市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u> <u>○国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u> <u>○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u> <u>○国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u> 第13 広域一時滞在 (1) 実施・受け入れ体制の整備等 <u>災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、山梨県地域防災計画第3章第11節1「避難対策(6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、この</u></p>	<p>富士山噴火などの災害時に計画に基づき速やかに広域避難に移行するため 災害対策基本法改正のため</p>
--	---	---

ために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を凶ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び市の避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

(2) 県内広域一時滞在

① 協議元（被災した場合）としての対応

ア 協議の実施

災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認めたときは、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行うことができる。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第 86 条の 8 第 1 項及び第 86 条の 12 第 1 項)

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(災害対策基本法第 86 条の 8 第 2 項)

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第 86 条の 8 第 6 項)

エ 県内広域一時滞在の終了

広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民へ

		<p><u>の支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 8 第 7 項)</u></p> <p><u>② 協議先 (被災していない場合) としての対応</u></p> <p><u>ア 協議の実施</u></p> <p><u>協議元市町村長又は知事より、①ア又は(5)①の規定に伴い協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 8 第 3 項及び第 86 条の 12 第 1 項)</u></p> <p><u>イ 受け入れ決定の通知等</u></p> <p><u>受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 8 第 4 項及び第 5 項)</u></p> <p><u>ウ 県内広域一時滞在の終了</u></p> <p><u>協議元市町村長より県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 8 第 8 項)</u></p> <p><u>③ 知事の助言</u></p> <p><u>知事は、市町村長より求められたときは、広域一時滞在中に関する事項について助言を行う。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 12 第 1 項)</u></p> <p><u>(3) 県外広域一時滞在</u></p> <p><u>① 協議元 (被災した場合) 市長及び知事の対応</u></p> <p><u>ア 知事に対する協議及び要求等</u></p> <p><u>災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在 (県外広域一時滞在) の必要があると認める市町村長 (協議元市町村長) は、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事 (協議先知事) に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 1 項)</u></p> <p><u>イ 知事による当該他の都道府県知事との協議</u></p>	
--	--	---	--

		<p><u>協議元市町村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。</u></p> <p><u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 2 項及び第 86 条の 12 第 2 項)</u></p> <p><u>ウ 受け入れ決定の通知等</u></p> <p><u>知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。</u></p> <p><u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 9 項)</u></p> <p><u>エ 協議内容の公示及び通知</u></p> <p><u>知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。</u></p> <p><u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 10 項)</u></p> <p><u>オ 県外広域一時滞在の終了</u></p> <p><u>県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。</u></p> <p><u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 11 項及び 12 項)</u></p> <p><u>(4) 県外市町村からの避難住民の受け入れ</u></p> <p><u>① 知事の対応</u></p> <p><u>ア 知事と市町村長の協議</u></p> <p><u>知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。</u></p> <p><u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 4 項)</u></p> <p><u>イ 協議元知事への通知</u></p> <p><u>知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。</u></p> <p><u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項)</u></p> <p><u>ウ 広域一時滞在の終了</u></p> <p><u>知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。</u></p> <p><u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項)</u></p> <p><u>② 知事から協議を受けた市町村長の対応</u></p>	
--	--	--	--

129		<p><u>ア 被災住民の受け入れ</u> <u>協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項)</u></p> <p><u>イ 受け入れ決定の通知等</u> <u>被災住民を受け入れる施設を決定したときは、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項及び 7 項)</u></p> <p><u>ウ 広域一時滞在の終了</u> <u>知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けたときは、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。</u> <u>(災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項)</u></p>	
130	<p>第 1 3 節 要配慮者対策計画</p> <p>第 1 高齢者・障害者等の要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立</p> <p><u>市は、福祉担当部局と防災担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。</u></p>	<p>第 1 3 節 要配慮者対策計画</p> <p>第 1 高齢者・障害者等の要配慮者対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立</p> <p><u>市は、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有するものとする。</u> <u>この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずるものとする。</u> <u>なお、市町村は、市町村防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿</u></p>	<p>災害対策基本 法改正のため</p>

131	<p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(3) 避難支援等関係者</u> 災害の発生に備え、個人情報の提供に同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。 また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿（以下「全体名簿」という。）情報及び _____ を提供する。</p> <p>ア 各自主防災組織 イ 民生委員児童委員 ウ 富士吉田市消防本部 エ 富士吉田警察署 オ その他市長が定める者</p> <p><u>(4) 名簿に掲載する個人情報の入手</u> <u>(5) 名簿及び _____ の更新及び差替え</u> 市は、名簿及び _____ について、原則として年1回</p>	<p>については、<u>避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 個別避難計画の作成</u> 市は、<u>関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u> <u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 避難支援等関係者</u> 災害の発生に備え、個人情報の提供に同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。 また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿（以下「全体名簿」という。）情報及び <u>個別避難計画情報</u>を提供する。</p> <p>ア 各自主防災組織 イ 民生委員児童委員 ウ 富士吉田市消防本部 エ 富士吉田警察署 オ その他市長が定める者</p> <p><u>(5) 名簿に掲載する個人情報の入手</u> <u>(6) 名簿及び個別避難計画情報の更新及び差替え</u> 市は、名簿及び <u>個別避難計画情報</u> について、原則として年1回</p>	災害対策基本 法改正のため
-----	--	---	------------------

132	<p>以上更新し、同意者名簿の差替えは年1回行うこととする。更新は、新たに市に転入した避難行動要支援者に該当する者や、新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、死亡や転出等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。</p> <p><u>(6) 名簿情報及び</u> _____ <u>の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置</u></p> <p>市は、名簿情報及び _____ の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。</p> <p>ア 名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。</p> <p>イ 避難支援等関係者に対し、同意者名簿 _____ の管理上の情報セキュリティに関する指導等を十分に行う。</p> <p>ウ 名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。</p> <p>エ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を扱う者を限定するよう指導する。</p> <p>オ 名簿の複製は、原則禁止とするが、平時における避難支援計画等を策定する上で必要の範囲において、自主防災組織の役員、各自治会の組長、防災リーダー等に対し、各団体の規則等を優先する中で、同意者名簿を複製し、管理させることができることとする。</p> <p>134 <u>(7) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 (略)</u></p> <p><u>(8) 避難支援等関係者の安全確保 (略)</u></p> <p><u>(9) 個別計画の促進</u></p> <p><u>市は、自主防災組織等による同意者名簿掲載者の付帯的な避難支援方法の検討及び必要な資機材等の準備並びに個別計画の作成を促進する。</u></p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p><u>新設</u></p>	<p>以上更新し、同意者名簿の差替えは年1回行うこととする。更新は、新たに市に転入した避難行動要支援者に該当する者や、新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、死亡や転出等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。</p> <p><u>(7) 名簿情報及び個別避難計画情報</u>の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置</p> <p>市は、名簿情報及び <u>個別避難計画情報</u> の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。</p> <p>ア 名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。</p> <p>イ 避難支援等関係者に対し、同意者名簿 <u>及び避難計画情報</u> の管理上の情報セキュリティに関する指導等を十分に行う。</p> <p>ウ 名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。</p> <p>エ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を扱う者を限定するよう指導する。</p> <p>オ 名簿の複製は、原則禁止とするが、平時における避難支援計画等を策定する上で必要の範囲において、自主防災組織の役員、各自治会の組長、防災リーダー等に対し、各団体の規則等を優先する中で、同意者名簿を複製し、管理させることができることとする。</p> <p><u>(8) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 (略)</u></p> <p><u>(9) 避難支援等関係者の安全確保 (略)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 地区防災計画との整合性</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者の居住する地区</u></p>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
-----	--	---	---



138	<p>1～3 (略)</p> <p>資料編 ・食料等備蓄の状況 (P80) ・市備蓄倉庫一覧 (P79)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>資料編 ・食料等備蓄の状況 (P81) ・市備蓄倉庫一覧 (P80)</p>	
	<p>第6 (略)</p> <p>第15節 給水計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 給水活動</p> <p>上 水道班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。</p> <p>給水所では、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織等の協力をえて、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。</p> <p>1 給水需要の調査</p> <p>上 水道班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。</p> <p>2 給水活動の準備</p> <p>上 水道班は、給水需要に基づき備蓄品だけでは不足すると判断するときは、次のように給水活動の準備を行う。</p>	<p>第6 (略)</p> <p>第15節 給水計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 給水活動</p> <p>上・下 水道班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。</p> <p>給水所では、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織等の協力をえて、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。</p> <p>1 給水需要の調査</p> <p>上・下 水道班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。</p> <p>2 給水活動の準備</p> <p>上・下 水道班は、給水需要に基づき備蓄品だけでは不足すると判断するときは、次のように給水活動の準備を行う。</p>	組織再編により修正
140	<p>3 給水方法</p> <p>災害により水道水の使用不能の場合には、上 水道班は次により給水活動を実施する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 応急給水施設及び資機材等の現状</p> <p>応急給水施設及び資機材等については、資料編に掲げるとおりである。</p> <p>資料編 ・災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書 (P29) ・指定避難所施設にある受水槽一覧 (P82) ・配水施設一覧 (P83) ・食料等備蓄の状況 (浄水機、応急給水タンク等給水用資機材一覧) (P80)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>3 給水方法</p> <p>災害により水道水の使用不能の場合には、上・下 水道班は次により給水活動を実施する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 応急給水車両及び機器材等の現状</p> <p>応急給水車両及び機器材等については、資料編に掲げるとおりである。</p> <p>資料編 ・災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書 (P29) ・指定避難所施設にある受水槽一覧 (P82) ・配水施設一覧 (P83) ・応急給水車両及び機器材等の現況 (P86)</p> <p>第3 (略)</p>	文言整理

142	<p>第4 広報の実施</p> <p>1 断水時の広報</p> <p>水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政<b>無線</b>、広報車、市ホームページ、CATV等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。</p>	<p>第4 広報の実施</p> <p>1 断水時の広報</p> <p>水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政<b>放送</b>、広報車、市ホームページ、CATV等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。</p>	放送設備更新のため												
143	<p>第5 (略)</p> <p>第6 被害状況調査及び応急措置</p> <p>被害状況調査を必要とするところは、次のとおりとし、必要な措置を行う。</p> <p>1 被害状況の点検・調査</p> <p>(1) 庁舎、<b>浄</b>水場等施設機能の点検・調査</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 応援要請</p> <p>災害の発生に伴い、応急給水、応急復旧作業を進めるにあたって、外部公共機関、近県及び県内の水道事業者等並びに富士吉田市管工事<b>組合</b>等の応援を必要とするときは、必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議するものとする。</p>	<p>第5 (略)</p> <p>第6 被害状況調査及び応急措置</p> <p>被害状況調査を必要とするところは、次のとおりとし、必要な措置を行う。</p> <p>1 被害状況の点検・調査</p> <p>(1) 庁舎、<b>配</b>水場等施設機能の点検・調査</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 応援要請</p> <p>災害の発生に伴い、応急給水、応急復旧作業を進めるにあたって、外部公共機関、近県及び県内の水道事業者等並びに富士吉田市管工事<b>協会</b>等の応援を必要とするときは、必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議するものとする。</p>	文言整理												
149	<p>資料編 <b>・災害</b> <b>応急復旧工事等に関する業務協定書</b> ( <b>富士吉田市管工事組合</b> ) ( P29 )</p> <p>第16節 生活必需物資供給計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 救援物資集積所の確保</p> <p>&lt;救援食料・調達食料集積所&gt;</p> <table border="1" data-bbox="219 1326 1032 1417"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士山アリーナ</td> <td>富士吉田市新屋<b>1936</b></td> <td>0555—30—1122</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	富士山アリーナ	富士吉田市新屋 <b>1936</b>	0555—30—1122	<p>資料編 <b>・災害時の水道施設等の応急対策業務</b> <b>に関する</b> <b>協定書</b> ( <b>富士吉田市管工事協会</b> ) ( P29 )</p> <p>第16節 生活必需物資供給計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 救援物資集積所の確保</p> <p>&lt;救援食料・調達食料集積所&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1099 1326 1921 1417"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士山アリーナ</td> <td>富士吉田市新屋<b>3-7-5</b></td> <td>0555—30—1122</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	富士山アリーナ	富士吉田市新屋 <b>3-7-5</b>	0555—30—1122	住居表示によ
名称	所在地	電話番号													
富士山アリーナ	富士吉田市新屋 <b>1936</b>	0555—30—1122													
名称	所在地	電話番号													
富士山アリーナ	富士吉田市新屋 <b>3-7-5</b>	0555—30—1122													



155	<p>第20節 廃棄物処理<u>計画</u></p> <p>災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正かつ迅速に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の<u>復興</u>を図る。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第20節 廃棄物処理<u>対策計画</u></p> <p>災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正かつ迅速に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の<u>復旧・復興</u>を図る。</p> <p><u>災害発生時は、富士吉田市災害廃棄物処理計画に基づき、次の考え方により災害廃棄物を処理する。</u></p> <p><u>・災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。</u></p> <p><u>・早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。</u></p>	<p>文言整理</p> <p>廃棄物処理計画策定のため</p>
	156	<p>第1 実施<u>責任者</u></p> <p>ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市<u>        </u>で処理不可能の場合は、県に連絡し、他市町村、応援団体又は<u>富士東部林務環境事務所環境課</u>の応援を要請する。</p> <p>第2 廃棄物の収集、運搬処理</p> <p>1 ごみ処理</p> <p>(1) 被災地におけるごみ処理対策は、被害状況を十分掌握する中で、委託業者に協力要請を行うとともに、必要に応じて市職員が行う。本市のごみ収集運搬車両は、資料編に掲げる。</p> <p>(2) ごみ処理は、環境美化センターごみ処理施設において処理するものとするが、輸送道路の状況や処理施設の運転稼動状況等から判断し、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び埋立て処理又は焼却処理を行う。</p> <p>(3) ごみを本来の施設以外の場所で処理する場合は、<u>富士東部林務環境事務所環境課</u>の指示により処理する。</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) し尿を本来の施設以外の場所で処理する場合は、<u>富士東部林務</u></p>	<p>第1 実施<u>主体</u></p> <p>ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市<u>区域内</u>で処理不可能の場合は、県に連絡し、他市町村、応援団体又は<u>県</u>の応援を要請する。</p> <p>第2 廃棄物の収集、運搬処理</p> <p>1 ごみ処理</p> <p>(3) 被災地におけるごみ処理対策は、被害状況を十分掌握する中で、委託業者に協力要請を行うとともに、必要に応じて市職員が行う。本市のごみ収集運搬車両は、資料編に掲げる。</p> <p>(4) ごみ処理は、環境美化センターごみ処理施設において処理するものとするが、輸送道路の状況や処理施設の運転稼動状況等から判断し、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び埋立て処理又は焼却処理を行う。</p> <p>(3) ごみを本来の施設以外の場所で処理する場合は、<u>県</u><u>        </u>の指示により処理する。</p> <p>2 し尿処理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) し尿を本来の施設以外の場所で処理する場合は、<u>県</u><u>        </u></p>





172	(3) ~ (4) (略) 3 ~ 6 (略) 第5 ~ 第10 (略) 第25節 緊急輸送計画 第1 ~ 第2 (略) 第3 輸送力の確保 1 自動車による輸送 (1) ~ (2) (略) 資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧 (P29) ・ 市有車両一覧 (P65)	(3) ~ (4) (略) 3 ~ 6 (略) 第5 ~ 第10 (略) 第25節 緊急輸送計画 第1 ~ 第2 (略) 第3 輸送力の確保 1 自動車による輸送 (1) ~ (2) (略) 資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧 (P29) ・ 市有車両一覧 (P66)	
173	2 ~ 4 (略) 第4 (略) 第5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保 (略) 資料編 ・ 市域における県指定緊急輸送道路 (P49) ・ 緊急輸送道路一覧 (P64)	2 ~ 4 (略) 第4 (略) 第5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保 (略) 資料編 ・ 市域における県指定緊急輸送道路 (P50) ・ 緊急輸送道路一覧 (P65)	
174	第26節 交通対策計画 第1 (略) 第2 交通規制対策 1 ~ 3 (略) 4 道路管理者の措置 (略) 資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制 (P49)	第26節 交通対策計画 第1 (略) 第2 交通規制対策 1 ~ 3 (略) 4 道路管理者の措置 (略) 資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制 (P50)	
180	5 (略) 6 交通規制の標示 (1) ~ (2) (略)	5 (略) 6 交通規制の標示 (1) ~ (2) (略)	

	<p>資料編 ・ 車両通行止標識 (P50)</p> <p>第3 交通情報及び広報活動</p> <p>資料編 ・ 災害発生時における道路において運転者のとるべき措置 (P51)</p> <p>第4 緊急通行車両の確認申請</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>資料編 ・ 緊急通行(輸送)車両の標章及び確認証明書 (P63)</p> <p>第5 災害出動車両の有料道路の取り扱い</p> <p>1 緊急出動の取扱い</p> <p>資料編 ・ 有料道路を通行する車両の表示 (P52)</p> <p>2 (略)</p>	<p>資料編 ・ 車両通行止標識 (P51)</p> <p>第3 交通情報及び広報活動</p> <p>資料編 ・ 災害発生時における道路において運転者のとるべき措置 (P52)</p> <p>第4 緊急通行車両の確認申請</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>資料編 ・ 緊急通行(輸送)車両の標章及び確認証明書 (P64)</p> <p>第5 災害出動車両の有料道路の取り扱い</p> <p>1 緊急出動の取扱い</p> <p>資料編 ・ 有料道路を通行する車両の表示 (P53)</p> <p>2 (略)</p>	
184	<p>第27節 消防計画</p> <p>第1 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 富士吉田市消防団 (略)</p> <p>資料編 ・ 消防組織一覧 (P67)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第28節 水防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 水防区域</p> <p>1 水防区域分担</p>	<p>第27節 消防計画</p> <p>第1 組織</p> <p>1 (略)</p> <p>2 富士吉田市消防団 (略)</p> <p>資料編 ・ 消防組織一覧 (P68)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第28節 水防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 水防区域</p> <p>1 水防区域分担</p>	

185	資料編 ・水防区域分担・・・消防団組織編成表(消防組織一覧)による。(P70)	資料編 ・水防区域分担・・・消防団組織編成表(消防組織一覧)による。(P71)																							
	2 重要水防区域 資料編 ・重要水防区域一覧 (P32)	2 重要水防区域 資料編 ・重要水防区域一覧 (P33)																							
186	第3 設備、資機材等の整備 1 水防倉庫及び資機材 資料編 ・水防倉庫一覧・・・防災備蓄倉庫に同じ (P70)	第3 設備、資機材等の整備 1 水防倉庫及び資機材 資料編 ・水防倉庫一覧・・・防災備蓄倉庫に同じ (P71)																							
	2 (略) 第4 気象、水位の観測通報及び連絡 1 (略) 2 水位の通報及び連絡 (略) 資料編 ・雨量観測所及び水位観測所 (P70)	2 (略) 第4 気象、水位の観測通報及び連絡 1 (略) 2 水位の通報及び連絡 (略) 資料編 ・雨量観測所及び水位観測所 (P71)																							
187	第5 (略) 第6 出動及び作業 1～3 (略) 4 水防のため出動する車の標識及び信号 (1) (略) (2) 水防信号	第5 (略) 第6 出動及び作業 1～3 (略) 4 水防のため出動する車の標識及び信号 (1) (略) (2) 水防信号																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>設備</th> <th>警 鐘 信 号</th> <th>サイレン信号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 信号</td> <td>量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの</td> <td>○休止 ○休止 ○ 休止</td> <td>約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—</td> </tr> <tr> <td>第 2 信号</td> <td>水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの</td> <td>○—○—○ ○—○—○ ○—○—○</td> <td>約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—</td> </tr> </tbody> </table>	種類	設備	警 鐘 信 号	サイレン信号	第 1 信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○ 休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—	第 2 信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>設備</th> <th>警 鐘 信 号</th> <th>サイレン信号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 信号</td> <td>量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの</td> <td>○休止 ○休止 ○ 休止</td> <td>約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—</td> </tr> <tr> <td>第 2 信号</td> <td>水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの</td> <td>○—○—○ ○—○—○ ○—○—○</td> <td>約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—</td> </tr> </tbody> </table>	種類	設備	警 鐘 信 号	サイレン信号	第 1 信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○ 休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—	第 2 信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○
種類	設備	警 鐘 信 号	サイレン信号																						
第 1 信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○ 休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—																						
第 2 信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—																						
種類	設備	警 鐘 信 号	サイレン信号																						
第 1 信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○ 休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—																						
第 2 信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—																						

190	第 3 信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○ —○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—	191 193 203	放送設備更新のため		
	第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○— 休止 ○—				
191	第 3 信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○ —○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—	193 203	放送設備更新のため		
	第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○— 休止 ○—				
190	<p>注 1) 信号は適宜の時間継続すること。</p> <p>2) 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差し支えない。</p> <p>3) 危険が去ったときは、口答伝達又は防災行政無線により周知する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>6 避難のための立退</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>資料編 ・ 避難立退き計画 (P 84)</p> <p>第 7 (略)</p>				<p>注 1) 信号は適宜の時間継続すること。</p> <p>2) 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差し支えない。</p> <p>3) 危険が去ったときは、口答伝達又は防災行政放送により周知する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>6 避難のための立退</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>資料編 ・ 避難立退き計画 (P 85)</p> <p>第 7 (略)</p>			
191	第 8 水防報告	1 (略)	2 水防顛末書 (略)	資料編 ・ 水防関係様式 (P 119)	第 8 水防報告	1 (略)	2 水防顛末書 (略)	資料編 ・ 水防関係様式 (P 120)
193	第 9 費用負担及び公用負担	1 (略)	2 公用負担	(1) (略)	(2) 公用負担命令権限証 (略)	資料編 ・ 水防関係様式 (P 119)	(3) 公用負担命令 (略)	
203	第 9 費用負担及び公用負担	1 (略)	2 公用負担	(1) (略)	(2) 公用負担命令権限証 (略)	資料編 ・ 水防関係様式 (P 120)	(3) 公用負担命令 (略)	

205 ～	<p>資料編 ・ 水防関係様式 (P <a href="#">119</a>)</p> <p>第10 資料の提出及び立入 (略)</p> <p>資料編 ・ 水防関係様式 (P <a href="#">119</a>)</p>	<p>資料編 ・ 水防関係様式 (P <a href="#">120</a>)</p> <p>第10 資料の提出及び立入 (略)</p> <p>資料編 ・ 水防関係様式 (P <a href="#">120</a>)</p>
	<p>第29節 生活関連施設等の応急対策計画</p> <p>第1～ 第2 (略)</p> <p>第3 液化石油ガス応急保安対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 協会は、市に依頼して、防災行政<b>無線</b>等を通じて二次災害防止を図るための措置の広報を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第4 危険物等応急保安対策</p> <p>1 火薬類の応急対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>資料編 ・ 銃砲火薬類施設 (<a href="#">P70</a>)</p> <p>・ 火薬庫所有者一覧 (<a href="#">P71</a>)</p> <p>2 高圧ガスの応急対策</p> <p>(1) 製造者等の措置</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>資料編 ・ 高圧ガス関係事業所一覧 (<a href="#">P70</a>)</p> <p>(1) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>	<p>第29節 生活関連施設等の応急対策計画</p> <p>第1～ 第2 (略)</p> <p>第3 液化石油ガス応急保安対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 協会は、市に依頼して、防災行政<b>放送</b>等を通じて二次災害防止を図るための措置の広報を行う。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第4 危険物等応急保安対策</p> <p>1 火薬類の応急対策</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>資料編 ・ 銃砲火薬類施設 (<a href="#">P71</a>)</p> <p>・ 火薬庫所有者一覧 (<a href="#">P72</a>)</p> <p>2 高圧ガスの応急対策</p> <p>(1) 製造者等の措置</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>資料編 ・ 高圧ガス関係事業所一覧 (<a href="#">P71</a>)</p> <p>(1) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第30節～第32節 (略)</p>

<p>第33節 原子力災害応急対策計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難の<u>勧告又は指示</u>を行うべきことの指示を行うこととなっている</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の<u>勧告又は指示</u>の措置をとるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 県は、市長が屋内退避もしくは避難を<u>勧告又は指示</u>した区域について、外部から車両等が進入しないように指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害復旧対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>第33節 原子力災害応急対策計画</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難の _____ 指示を行うべきことの指示を行うこととなっている</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の _____ 指示の措置をとるものとする。</p> <p><u>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大のリスクの両方から住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生指導等の感染症対策を実施する。</u></p> <p>3 県は、市長が屋内退避もしくは避難の _____ 指示した区域について、外部から車両等が進入しないように指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p> <p>第5～第9 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害復旧対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p>	<p>県地域防災計画修正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
---	---	---

富士吉田市地域防災計画修正案新旧対照表（地震災害編）

頁数	旧	新	改正理由
207 ～	<p>第1章 想定地震及び富士吉田市の被害想定 第1節～第3節 （略）</p>	<p>第1章 想定地震及び富士吉田市の被害想定 第1節～第3節 （略）</p>	
214	<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災組織の充実 一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。</p>	<p>第2章 災害予防計画 第1節 防災組織の充実 一般災害編第1章第1節「防災組織の充実」を準用する。</p>	
219	<p>第2節～第3節 （略） 第4節 生活関連施設の安全対策の推進 第1 水道施設安全対策 市は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を推進する。 1 水道水の確保 <u>(1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と 貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。</u> <u>(2) 緊急時用貯水槽や大口径排水管の整備により、貯水機能の強化に努める。</u> 2 送・配水管の新設、改良 送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、<u>石綿セメント</u>管等老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。</p>	<p>第2節～第3節 （略） 第4節 生活関連施設の安全対策の推進 第1 水道施設安全対策 市は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を推進する。 1 水道水の確保 ____ 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と 貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。 _____ 2 送・配水管の新設、改良 送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、____管等老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。</p>	<p>計画修正により削除  該当する管が無い ため削除</p>

<p>223</p>	<p>第2 下水道施設安全対策 市は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水処理機能を確保する。</p> <p>1 下水道施設の現況 (略)</p> <p>資料編 ・ 富士吉田市の下水道普及状況 (P126)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 山間地の下水道整備 山間地における 処理については、地域の特性に配慮しつつ、合併処理浄化槽や小規模下水道等の整備を推進する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第5節 建築物災害予防計画</p> <p>第1 公共施設災害予防対策 1～4 (略)</p> <p>5 公共施設の災害予防対策の推進 (略)</p> <p>資料編 ・ 本市における公共施設の現況一覧 (P127)</p>	<p>第2 下水道施設安全対策 市は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水処理機能を確保する。</p> <p>1 下水道施設の現況 (略)</p> <p>資料編 ・ 富士吉田市の下水道普及状況 (P127)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 山間地の汚水処理整備 山間地における汚水処理については、 合併処理浄化槽 整備を推進する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>第5節 建築物災害予防計画</p> <p>第1 公共施設災害予防対策 1～4 (略)</p> <p>5 公共施設の災害予防対策の推進 (略)</p> <p>資料編 ・ 本市における公共施設の現況一覧 (P128)</p>	<p>文言整理</p>						
<p>224</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第3 ブロック塀・石塀等対策 昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀などの倒壊により多くの死者が出た。また、倒れた塀が道路をふさぎ、避難、救助、消火活動を妨げることもあった。 ブロック塀に関しては、建築基準法施行令第62条の8により、補強コンクリートブロック造の塀に関する規定が定められている。したがって、この規定を遵守した構造とするよう指導していく。 また、規定に沿ったブロック塀を造ることも必要だが、ブロック塀に代えて生け垣などを設け、緑のある安全で安心なまちづくりを形成することも重要であるため、通学路沿い、避難場所周辺、公道に面した住宅等の生け垣化を推奨していく。</p> <p>第4 落下・倒壊危険物対策 (略)</p> <table border="1" data-bbox="235 1380 1064 1436"> <tr> <td>物件等</td> <td>対策実施者</td> <td>措置等</td> </tr> </table>	物件等	対策実施者	措置等	<p>第2 (略)</p> <p>第3 ブロック塀・石塀等対策 昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀などの倒壊により多くの死者が出た。また、倒れた塀が道路をふさぎ、避難、救助、消火活動を妨げることもあった。 ブロック塀に関しては、建築基準法施行令第62条の8により、補強コンクリートブロック造の塀に関する規定が定められている。したがって、この規定を遵守した構造とするよう指導していく。 また、安全で安心なまちづくりを形成していくため、老朽化した危険なブロック塀等の撤去・改修を促していく。</p> <p>第4 落下・倒壊危険物対策 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1113 1380 1942 1436"> <tr> <td>物件等</td> <td>対策実施者</td> <td>措置等</td> </tr> </table>	物件等	対策実施者	措置等	<p>ブロック塀対策事業により修正</p>
物件等	対策実施者	措置等							
物件等	対策実施者	措置等							

226 ～ 228	横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。	横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。	追記
	交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。	交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。	
	枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。	枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。	
	電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。	電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。	
	アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。	アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。	
	看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。	看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。	
	ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。	ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。	
	ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。	ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。	
	自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。	自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。	
	樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。	樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。	
危険建物	所有者	倒壊のおそれのあるものは <u>                    </u> <u>                    </u> 取り壊しを行う。	危険建物	所有者	倒壊のおそれのあるものは <u>耐震改修</u> <u>または</u> <u>                    </u> <u>                    </u> 取り壊しを行う。		
第5 (略)			第5 (略)				
第6節～第8節 (略)			第6節～第8節 (略)				
第9節 地震火災対策の推進			第9節 地震火災対策の推進				
第1～第2 (略)			第1～第2 (略)				
第3 地震火災対策の作成			第3 地震火災対策の作成				
1～6 (略)			1～6 (略)				
7 避難場所の設定、適正な避難の <u>勧告</u> ・指示及び誘導方法の確立 被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知			7 避難場所の設定、適正な避難の <u>                    </u> 指示及び誘導方法の確立 被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知				
						災害対策基本法改正のため	

<p>229</p>	<p>徹底させる。また、被災者への避難の<b>勧告</b>・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等具体的に検討し、避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、消防本部及び自主防災組織を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 地震火災訓練の実施 (略)</p> <table border="1" data-bbox="248 389 1066 523"> <tr> <td>資料編</td> <td>・ 消防力の整備状況 (P 69)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 消防資機材保有状況 (P 71)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 防火水槽設置状況 (P 73)</td> </tr> </table> <p>第4 (略)</p> <p>第10節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民等に対する市の役割</p> <p>1 住民に対する防災知識の普及 (略)</p>	資料編	・ 消防力の整備状況 (P 69)		・ 消防資機材保有状況 (P 71)		・ 防火水槽設置状況 (P 73)	<p>徹底させる。また、被災者への避難の_____指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等具体的に検討し、避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、消防本部及び自主防災組織を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。</p> <p>8～9 (略)</p> <p>10 地震火災訓練の実施 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1126 389 1944 523"> <tr> <td>資料編</td> <td>・ 消防力の整備状況 (P 70)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 消防資機材保有状況 (P 72)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 防火水槽設置状況 (P 74)</td> </tr> </table> <p>第4 (略)</p> <p>第10節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民等に対する市の役割</p> <p>1 住民に対する防災知識の普及 (略)</p>	資料編	・ 消防力の整備状況 (P 70)		・ 消防資機材保有状況 (P 72)		・ 防火水槽設置状況 (P 74)	<p>災害対策基本法改正のため</p>
資料編	・ 消防力の整備状況 (P 69)														
	・ 消防資機材保有状況 (P 71)														
	・ 防火水槽設置状況 (P 73)														
資料編	・ 消防力の整備状況 (P 70)														
	・ 消防資機材保有状況 (P 72)														
	・ 防火水槽設置状況 (P 74)														
<p>231</p>	<table border="1" data-bbox="235 798 1066 1433"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震、南海トラフ巨大地震及び地震に対する基礎知識</li> <li>危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識</li> <li>東海地震や南海トラフ巨大地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法</li> <li>警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識</li> <li>防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要</li> <li>住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、家庭内での食料・飲</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の活用</li> <li>ハザードマップの活用</li> <li>防災行政<b>無線</b>、CATVの活用</li> <li>社会教育の場の活用</li> <li>県立防災安全センターの活用</li> <li>防災関係資料、パンフの作成、配布</li> <li>防災映画、ビデオ等の貸出し</li> <li>防災、気象情報の市ホームページへの配信</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	内 容	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震、南海トラフ巨大地震及び地震に対する基礎知識</li> <li>危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識</li> <li>東海地震や南海トラフ巨大地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法</li> <li>警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識</li> <li>防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要</li> <li>住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、家庭内での食料・飲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の活用</li> <li>ハザードマップの活用</li> <li>防災行政<b>無線</b>、CATVの活用</li> <li>社会教育の場の活用</li> <li>県立防災安全センターの活用</li> <li>防災関係資料、パンフの作成、配布</li> <li>防災映画、ビデオ等の貸出し</li> <li>防災、気象情報の市ホームページへの配信</li> </ul>	<table border="1" data-bbox="1113 798 1944 1433"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震、南海トラフ巨大地震及び地震に対する基礎知識</li> <li>危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識</li> <li>東海地震や南海トラフ巨大地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法</li> <li>警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識</li> <li>防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要</li> <li>住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、家庭内での食料・飲</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の活用</li> <li>ハザードマップの活用</li> <li>防災行政<b>放送</b>、CATVの活用</li> <li>社会教育の場の活用</li> <li>県立防災安全センターの活用</li> <li>防災関係資料、パンフの作成、配布</li> <li>防災映画、ビデオ等の貸出し</li> <li>防災、気象情報の市ホームページへの配信</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	内 容	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震、南海トラフ巨大地震及び地震に対する基礎知識</li> <li>危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識</li> <li>東海地震や南海トラフ巨大地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法</li> <li>警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識</li> <li>防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要</li> <li>住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、家庭内での食料・飲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の活用</li> <li>ハザードマップの活用</li> <li>防災行政<b>放送</b>、CATVの活用</li> <li>社会教育の場の活用</li> <li>県立防災安全センターの活用</li> <li>防災関係資料、パンフの作成、配布</li> <li>防災映画、ビデオ等の貸出し</li> <li>防災、気象情報の市ホームページへの配信</li> </ul>	<p>放送設備更新のため</p>				
内 容	方 法														
<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震、南海トラフ巨大地震及び地震に対する基礎知識</li> <li>危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識</li> <li>東海地震や南海トラフ巨大地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法</li> <li>警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識</li> <li>防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要</li> <li>住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、家庭内での食料・飲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の活用</li> <li>ハザードマップの活用</li> <li>防災行政<b>無線</b>、CATVの活用</li> <li>社会教育の場の活用</li> <li>県立防災安全センターの活用</li> <li>防災関係資料、パンフの作成、配布</li> <li>防災映画、ビデオ等の貸出し</li> <li>防災、気象情報の市ホームページへの配信</li> </ul>														
内 容	方 法														
<ul style="list-style-type: none"> <li>東海地震、南海トラフ巨大地震及び地震に対する基礎知識</li> <li>危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識</li> <li>東海地震や南海トラフ巨大地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法</li> <li>警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識</li> <li>防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要</li> <li>住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、家庭内での食料・飲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙の活用</li> <li>ハザードマップの活用</li> <li>防災行政<b>放送</b>、CATVの活用</li> <li>社会教育の場の活用</li> <li>県立防災安全センターの活用</li> <li>防災関係資料、パンフの作成、配布</li> <li>防災映画、ビデオ等の貸出し</li> <li>防災、気象情報の市ホームページへの配信</li> </ul>														

	<p>料水等の1週間分程度の備蓄体制や非常持出し品の用意といった平常時からの準備</p> <p>・防災出前講座の実施 ・自主防災会及び防災士との連携</p>	<p>料水等の1週間分程度の備蓄体制や非常持出し品の用意といった平常時からの準備</p> <p>・防災出前講座の実施 ・自主防災会及び防災士との連携</p>	
233	<p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の役割</p> <p>1 方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に、平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に<u>けんとう</u>するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。</p> <p>第6 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の役割</p> <p>1 方針</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に、平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に<u>検討</u>するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。</p> <p>第6 (略)</p>	<p>文言整理</p>
236	<p>第1 1 節 (略)</p>	<p>第1 1 節 (略)</p>	
238	<p>第1 2 節 防災訓練に関する計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 個別防災訓練</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練</p> <p>市と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難 <u>勧告</u>の実施、消防団等による消防相互応援等を含む訓練</p> <p>第4 (略)</p> <p>第1 3 節 要配慮者対策の推進</p>	<p>第1 2 節 防災訓練に関する計画</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 個別防災訓練</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練</p> <p>市と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難の<u>指示</u>の実施、消防団等による消防相互応援等を含む訓練</p> <p>第4 (略)</p> <p>第1 3 節 要配慮者対策の推進</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>

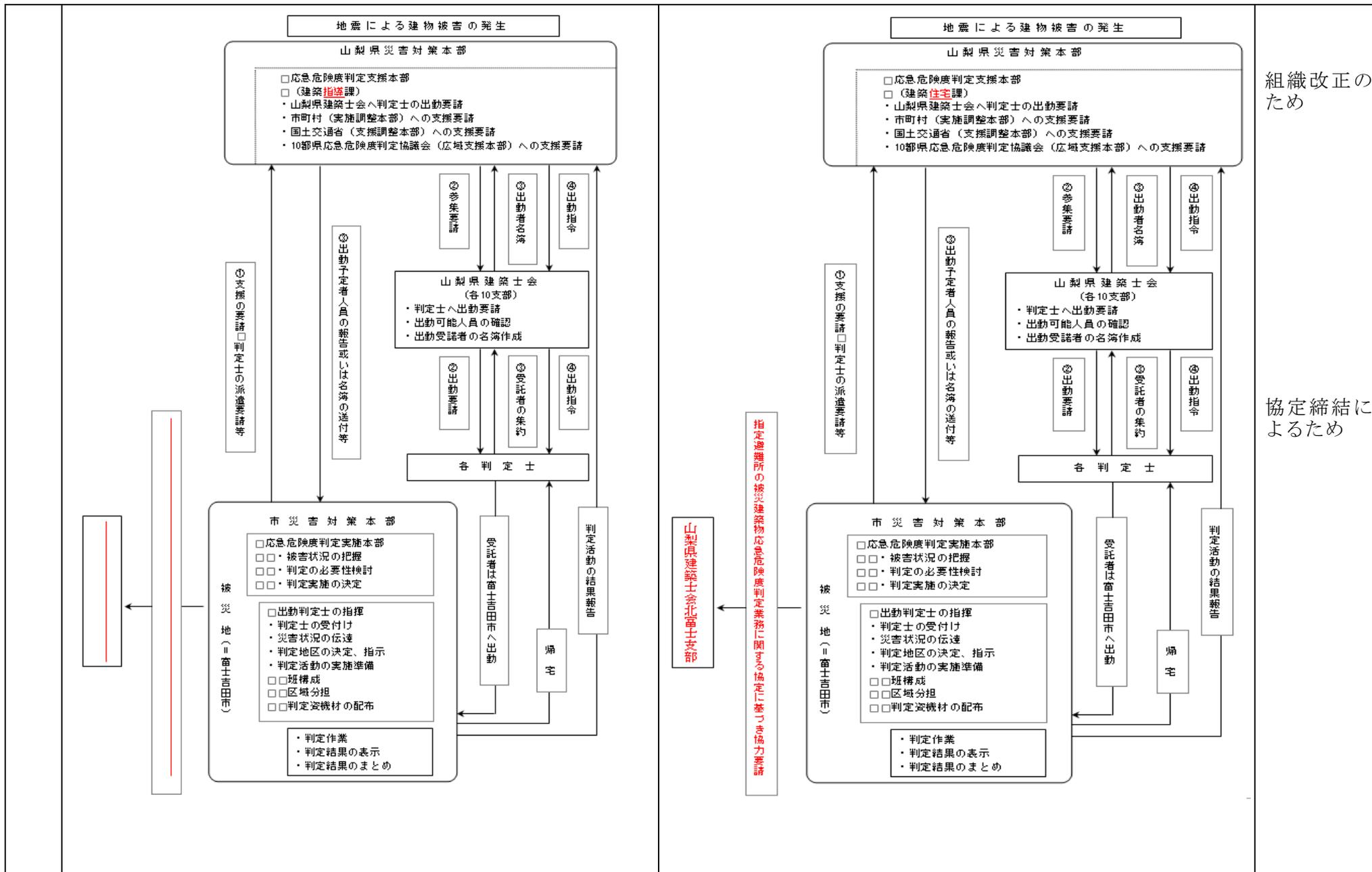




246 ～ 250	<p>第4節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>一般災害編第2章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。</p>	<p>第4節 自衛隊災害派遣要請計画</p> <p>一般災害編第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。</p>	
254	<p>第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画</p> <p>一般災害編第2章第8節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。</p>	<p>第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画</p> <p>一般災害編第2章第9節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。</p>	
254	<p>第6節 地震災害情報等の収集伝達計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地震に関する情報等の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震情報の収集</p> <p>(1) 緊急地震速報(特別警報)</p>	<p>第6節 地震災害情報等の収集伝達計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地震に関する情報等の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地震情報の収集</p> <p>(1) 緊急地震速報(特別警報)</p>	
254	<p>Jアラート等により地震の特別警報を受信した場合、速やかに安全対策課を主体とした情報収集の体制をとるとともに、情報の伝達・収集に努める。</p> <p>(2) 市は、市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。</p> <p>3 地域住民への地震情報の伝達</p> <p>地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>Jアラート等により地震の特別警報を受信した場合、速やかに安全対策課を主体とした情報収集の体制をとるとともに、情報の伝達・収集に努める。</p> <p>(2) 市は、市役所に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政放送等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。</p> <p>3 地域住民への地震情報の伝達</p> <p>地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政放送等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	放送設備更新のため
254	<p>第7節 (略)</p>	<p>第7節 (略)</p>	

<p>255</p>	<p>第8節 被害状況等報告計画</p> <p>一般災害編第2章第6節「被害状況等報告計画」を準用する。</p> <p>第9節 広報計画</p> <p>一般災害編第2章第9節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ、正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 広報の手段</p> <p>1～5 (略)</p> <p>資料編 ・地震発生に伴う広報文例 (P53)</p>	<p>第8節 被害状況等報告計画</p> <p>一般災害編第2章第7節「被害状況等報告計画」を準用する。</p> <p>第9節 広報計画</p> <p>一般災害編第2章第10節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ、正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 広報の手段</p> <p>1～5 (略)</p> <p>資料編 ・地震発生に伴う広報文例 (P54)</p>																															
<p>255</p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 広報時の留意事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広報手段の特色</p> <p>&lt;震災時に有効な広報手段及びその特色&gt;</p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 広報時の留意事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 広報手段の特色</p> <p>&lt;震災時に有効な広報手段及びその特色&gt;</p>																															
<p>256</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達手段</th> <th>種別</th> <th>特色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広 報 車</td> <td>被 生</td> <td>発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用</td> </tr> <tr> <td>市防災行政無線</td> <td>被 生</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>掲 示 板</td> <td>生 安</td> <td>各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効</td> </tr> <tr> <td>情 報 紙</td> <td>生 安</td> <td>各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段</td> </tr> </tbody> </table>	伝達手段	種別	特色	広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用	市防災行政無線	被 生	〃	掲 示 板	生 安	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効	情 報 紙	生 安	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段	<table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達手段</th> <th>種別</th> <th>特色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広 報 車</td> <td>被 生</td> <td>発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用</td> </tr> <tr> <td>市防災行政放送</td> <td>被 生</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>掲 示 板</td> <td>生 安</td> <td>各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効</td> </tr> <tr> <td>情 報 紙</td> <td>生 安</td> <td>各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段</td> </tr> </tbody> </table>	伝達手段	種別	特色	広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用	市防災行政放送	被 生	〃	掲 示 板	生 安	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効	情 報 紙	生 安	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段	<p>放送設備更新のため</p>
伝達手段	種別	特色																															
広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用																															
市防災行政無線	被 生	〃																															
掲 示 板	生 安	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効																															
情 報 紙	生 安	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段																															
伝達手段	種別	特色																															
広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用																															
市防災行政放送	被 生	〃																															
掲 示 板	生 安	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効																															
情 報 紙	生 安	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段																															

260	<table border="1"> <tr> <td>市ホームページ</td> <td>被 生</td> <td>市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能</td> </tr> <tr> <td>インターネット (ヤフージャパン)</td> <td>被 生 安</td> <td>インターネットにおける日本最大のポータルサイトである「Yahoo Japan」を通じて、情報発信を行う。</td> </tr> <tr> <td>エリアメール</td> <td>被 生</td> <td>防災行政無線や広報車等での情報が行き届かないエリアにいる被災者に対し、市からの情報を提供することが可能</td> </tr> <tr> <td>C A T V 富 士 五 湖</td> <td>被 生 安</td> <td>受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段</td> </tr> <tr> <td>L ア ラ ー ト</td> <td>被 生</td> <td>住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤（住民は自治体等が発信した災害に関する情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することができる。）</td> </tr> </table>	市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能	インターネット (ヤフージャパン)	被 生 安	インターネットにおける日本最大のポータルサイトである「Yahoo Japan」を通じて、情報発信を行う。	エリアメール	被 生	防災行政無線や広報車等での情報が行き届かないエリアにいる被災者に対し、市からの情報を提供することが可能	C A T V 富 士 五 湖	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段	L ア ラ ー ト	被 生	住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤（住民は自治体等が発信した災害に関する情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することができる。）	<table border="1"> <tr> <td>市ホームページ</td> <td>被 生</td> <td>市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能</td> </tr> <tr> <td>インターネット (ヤフージャパン)</td> <td>被 生 安</td> <td>インターネットにおける日本最大のポータルサイトである「Yahoo Japan」を通じて、情報発信を行う。</td> </tr> <tr> <td>エリアメール</td> <td>被 生</td> <td>防災行政放送や広報車等での情報が行き届かないエリアにいる被災者に対し、市からの情報を提供することが可能</td> </tr> <tr> <td>C A T V 富 士 五 湖</td> <td>被 生 安</td> <td>受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段</td> </tr> <tr> <td>L ア ラ ー ト</td> <td>被 生</td> <td>住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤（住民は自治体等が発信した災害に関する情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することができる。）</td> </tr> </table>	市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能	インターネット (ヤフージャパン)	被 生 安	インターネットにおける日本最大のポータルサイトである「Yahoo Japan」を通じて、情報発信を行う。	エリアメール	被 生	防災行政放送や広報車等での情報が行き届かないエリアにいる被災者に対し、市からの情報を提供することが可能	C A T V 富 士 五 湖	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段	L ア ラ ー ト	被 生	住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤（住民は自治体等が発信した災害に関する情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することができる。）	放送設備更新のため
	市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能																														
	インターネット (ヤフージャパン)	被 生 安	インターネットにおける日本最大のポータルサイトである「Yahoo Japan」を通じて、情報発信を行う。																														
	エリアメール	被 生	防災行政無線や広報車等での情報が行き届かないエリアにいる被災者に対し、市からの情報を提供することが可能																														
	C A T V 富 士 五 湖	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段																														
	L ア ラ ー ト	被 生	住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤（住民は自治体等が発信した災害に関する情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することができる。）																														
	市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能																														
	インターネット (ヤフージャパン)	被 生 安	インターネットにおける日本最大のポータルサイトである「Yahoo Japan」を通じて、情報発信を行う。																														
	エリアメール	被 生	防災行政放送や広報車等での情報が行き届かないエリアにいる被災者に対し、市からの情報を提供することが可能																														
	C A T V 富 士 五 湖	被 生 安	受信可能地域では最も入手しやすい地元密着型情報手段																														
L ア ラ ー ト	被 生	住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤（住民は自治体等が発信した災害に関する情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することができる。）																															
第 5 (略)	第 5 (略)																																
第 1 0 節 (略)	第 1 0 節 被災建築物応急危険度判定計画																																
第 1 ～ 第 3 (略)	第 1 ～ 第 3 (略)																																
別紙 被災建築物 応急危険度判定フロー	別紙 被災建築物 応急危険度判定フロー																																



261	<p>第 1 1 節 災害救助法の適用計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 <u>10</u> 節「災害救助法の適用計画」を準用する。</p> <p>第 1 2 節 避難計画</p> <p>地震のため被害を受け、又は災害を受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。</p> <p>なお、この計画に定めない事項は、一般災害編第 2 章第 <u>11</u> 節「避難計画」の定めるところによるものとする。</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 要配慮者の指定 (略)</p>	262	
263	<p>資料編 ・福祉避難所一覧 (P <u>76</u>)</p> <p>第 5 (略)</p> <p>第 1 3 節 給水計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 <u>14</u> 節「給水計画」を準用する。</p> <p>第 1 4 節 食料及び生活必需物資供給計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 <u>13</u> 節「食料供給計画」及び第 <u>15</u> 節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。</p> <p>第 1～第 4 (略)</p>	263	

264	<p>第 1 5 節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 16 節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」を準用する。</p> <p>第 1 6 節 医療助産計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 17 節「医療助産計画」を準用する。</p> <p>第 1 7 節 防疫計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 18 節「防疫計画」を準用する。</p>	<p>第 1 5 節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 17 節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」を準用する。</p> <p>第 1 6 節 医療助産計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 18 節「医療助産計画」を準用する。</p> <p>第 1 7 節 防疫計画</p> <p>一般災害編第 2 章第 19 節「防疫計画」を準用する。</p>	
265	<p>第 1 8 節 廃棄物処理<u>計画</u></p> <p>一般災害編第 2 章第 19 節「廃棄物処理<u>計画</u>」を準用する。</p> <p>第 1 9 節 救出計画</p> <p>大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。</p> <p>これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。</p> <p>なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 2 章第 20 節「救出計画」の定めるところによる。</p> <p>第 1～第 2 (略)</p>	<p>第 1 8 節 廃棄物処理<u>対策計画</u></p> <p>一般災害編第 2 章第 20 節「廃棄物処理<u>対策計画</u>」を準用する。</p> <p>第 1 9 節 救出計画</p> <p>大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。</p> <p>これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。</p> <p>なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 2 章第 21 節「救出計画」の定めるところによる。</p> <p>第 1～第 2 (略)</p>	文言整理

266	<p>第3 市の救出活動等 (1)～(2) (略) (3) 自衛隊の派遣要請 (略)</p> <p>資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書 (P95)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3 市の救出活動等 (1)～(2) (略) (3) 自衛隊の派遣要請 (略)</p> <p>資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書 (P96)</p> <p>2～3 (略)</p>	
267	<p>第20節 遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画</p> <p>一般災害編第2章第21節「遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。</p> <p>第21節 障害物除去計画</p> <p>一般災害編第2章第22節「障害物除去計画」を準用する。</p> <p>第22節 教育計画</p> <p>一般災害編第2章第23節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。</p>	<p>第20節 遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画</p> <p>一般災害編第2章第22節「遺体の捜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。</p> <p>第21節 障害物除去計画</p> <p>一般災害編第2章第23節「障害物除去計画」を準用する。</p> <p>第22節 教育計画</p> <p>一般災害編第2章第24節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。</p>	
268	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 市立保育園</p> <p>市立保育園における地震被災時の災害応急に係る計画は、一般災害編第2章第23節「教育計画」の定めによるもののほか、上記教育計画の規定に準じるものとする。</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 市立保育園</p> <p>市立保育園における地震被災時の災害応急に係る計画は、一般災害編第2章第24節「教育計画」の定めによるもののほか、上記教育計画の規定に準じるものとする。</p>	

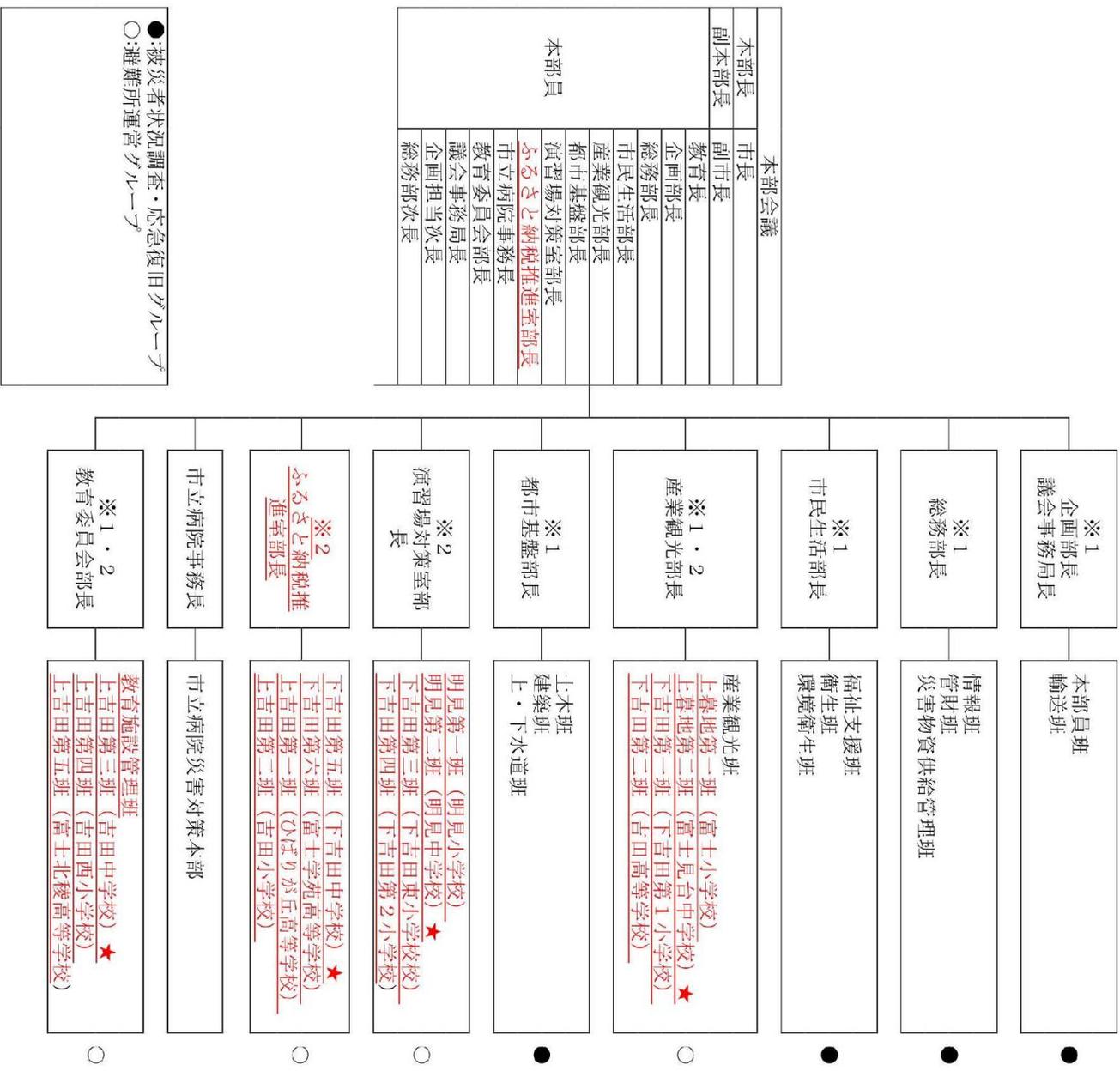
269	<p>第23節 緊急輸送計画</p> <p>一般災害編第2章第24節「緊急輸送計画」を準用する。</p> <p>第24節 交通対策計画</p> <p>一般災害編第2章第25節「交通対策計画」を準用する。</p> <p>第25節 消防計画</p> <p>大規模地震による被害から、住民の生命、財産を保護するため、次のとおり効率的な消防活動を図るものとする。</p> <p>なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第26節「火災予防計画」の定めによるものとする。</p> <p>第1～第5 (略)</p>	<p>第23節 緊急輸送計画</p> <p>一般災害編第2章第25節「緊急輸送計画」を準用する。</p> <p>第24節 交通対策計画</p> <p>一般災害編第2章第26節「交通対策計画」を準用する。</p> <p>第25節 消防計画</p> <p>大規模地震による被害から、住民の生命、財産を保護するため、次のとおり効率的な消防活動を図るものとする。</p> <p>なお、本計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第27節「火災予防計画」の定めによるものとする。</p> <p>第1～第5 (略)</p>	
273	<p>第26節 生活関連施設の応急対策計画</p> <p>第1 上水道施設応急対策</p> <p>水道工務課は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、上水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。</p> <p>1 要員の確保</p> <p>水道工務課は、富士吉田市管工事協会等へ協力を要請し、応急復旧要員の確保を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 送配水管等の復旧</p> <p>送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。</p> <p>6 仮設配水管の設置</p> <p>仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。</p> <p>第2 下水道施設応急対策</p>	<p>第26節 生活関連施設の応急対策計画</p> <p>第1 上水道施設応急対策</p> <p>上下水道工務課は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、上水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。</p> <p>1 要員の確保</p> <p>上下水道工務課は、富士吉田市管工事協会等へ協力を要請し、応急復旧要員の確保を図る。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 送配水管等の復旧</p> <p>送配水管の復旧は、水源から配水場_____に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。</p> <p>6 仮設配水管の設置</p> <p>仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。</p> <p>第2 下水道施設応急対策</p>	配水池は無い ため



278 ～	<p style="text-align: center;">第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の対策体制及び活動</p> <p>第1 調査情報（臨時）発表時 1～2 (略) 3 県、防災関係機関との連絡体制の確保</p>	<p style="text-align: center;">第4章 東海地震に関する事前対策計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の対策体制及び活動</p> <p>第1 調査情報（臨時）発表時 1～2 (略) 3 県、防災関係機関との連絡体制の確保</p>	
279	<p>資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報（P54）</p> <p>第2 注意情報発表時 1～4 (略) 5 その他の措置</p> <p>(1) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整を図る。 (2) 警戒宣言発令時に避難の<b>勧告又は</b>指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備を始める。 (3) 県への要請、報告及び受入れの準備を始める。 (4) 必要に応じ、園児、児童、生徒の保護者への引き渡し等の安全確保対策の措置を講じる。 (5) 物資、資機材の点検、確認を行う。 (6) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備を行う</p> <p>資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報（P55） ・事前避難対象地区（警戒宣言発令時）（P85）</p> <p>第3 予知情報（警戒宣言）発表時 1～3 (略) 4 地震災害警戒本部の活動内容</p>	<p>資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報（P55）</p> <p>第2 注意情報発表時 1～4 (略) 5 その他の措置</p> <p>(1) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整を図る。 (2) 警戒宣言発令時に避難の_____指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備を始める。 (3) 県への要請、報告及び受入れの準備を始める。 (4) 必要に応じ、園児、児童、生徒の保護者への引き渡し等の安全確保対策の措置を講じる。 (5) 物資、資機材の点検、確認を行う。 (6) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備を行う</p> <p>資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報（P55） ・事前避難対象地区（警戒宣言発令時）（P85）</p> <p>第3 予知情報（警戒宣言）発表時 1～3 (略) 4 地震災害警戒本部の活動内容</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>

<p>280</p> <p>282</p>	<p>(1) 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達</p> <p>(2) 自主防災会や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告</p> <p>(3) 避難の<b>勧告又は指示</b></p> <p>(4) 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設</p> <p>(5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施</p> <p>(6) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導</p> <p>(7) 救急救助のための体制確保</p> <p>(8) その他市内での地震防災対策の実施</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制</p> <p>1 職員の動員計画</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <div data-bbox="280 778 1064 837" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 ・ 動員名簿 (P <u>121</u>)</div> <p>2～4 (略)</p> <p><u>別表1 富士吉田市地震災害警戒本部組織図</u></p>	<p>(1) 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達</p> <p>(2) 自主防災会や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告</p> <p>(3) 避難の_____指示</p> <p>(4) 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設</p> <p>(5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施</p> <p>(6) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導</p> <p>(7) 救急救助のための体制確保</p> <p>(8) その他市内での地震防災対策の実施</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制</p> <p>1 職員の動員計画</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <div data-bbox="1160 778 1944 837" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 ・ 動員名簿 (P <u>122</u>)</div> <p>2～4 (略)</p> <p><u>別表1 富士吉田市地震災害警戒本部組織図</u> <b>【次表に修正】</b></p>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>組織改正のため</p>
-----------------------	---	---	------------------------------------

別表 1 富士吉田市地震災害警戒本部組織図

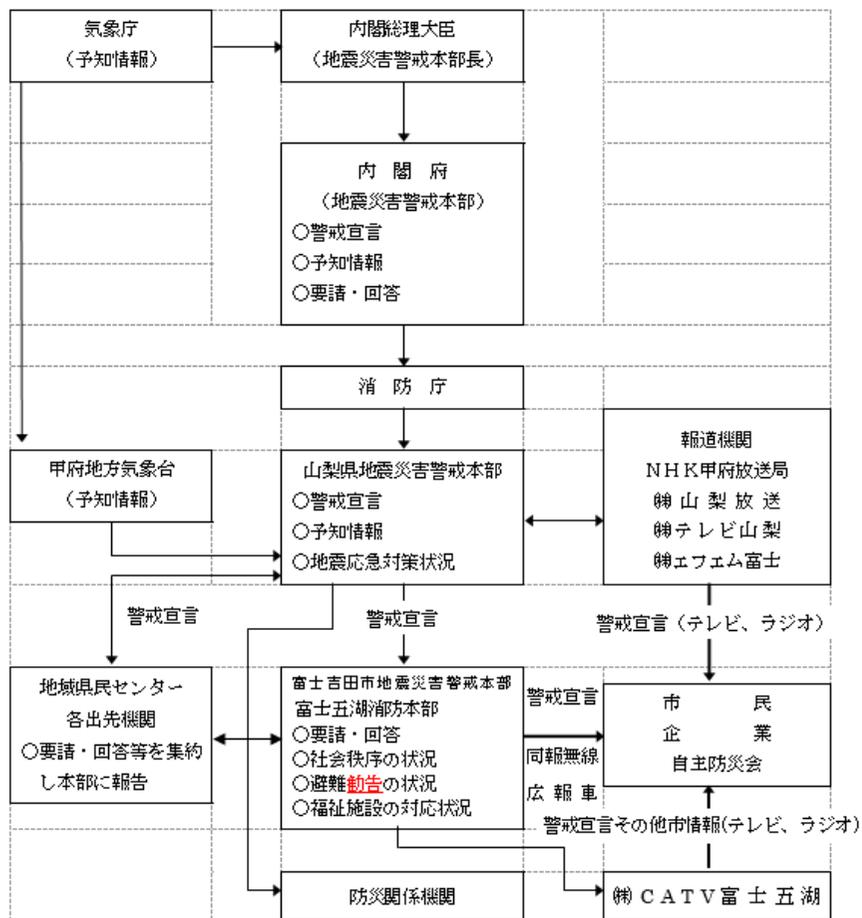




			道 班	水 2 断水地区の調査及び復旧 3 <u>管きよ及び</u> 下水道施設被害の調査及び復旧 4 排水困難地区における <u>応急措置 (バキューム・簡易トイレ) や</u> 排水自粛の呼び掛け 5 その他上・下水道応急対策に関する事。			道 班	水 2 断水地区の調査及び復旧 3 <u>      </u> 及び下水道施設被害の調査及び復旧 4 排水困難地区における <u>      </u> <u>      </u> 排水自粛の呼び掛け 5 その他上・下水道応急対策に関する事。	管きよは無い ため  計画変更のため
産 業 観 光 部 演 習 場 対 策 室 教 育 委 員 会	教育委員会部長		避 難 所 班	1 避難所の開設・運営に関する事。 2 避難所内現地対策本部に関する事。 3 炊き出し等へ協力してもらう団体との連携に関する事。 4 避難所内救護所、避難住民、傷病者の受け入れと重傷者の市立病院への搬送手配に関する事。 5 各班受持ちとなっている避難場所から指定避難所への避難住民の誘導支援に関する事。 6 市災害対策（警戒）本部との連携調整に関する事。 7 その他避難所応急対策に関	産 業 観 光 部 演 習 場 対 策 室 教 育 委 員 会 <u>ふるさと納税推進室</u>	教育委員会部長	避 難 所 班	1 避難所の開設・運営に関する事。 2 避難所内現地対策本部に関する事。 3 炊き出し等へ協力してもらう団体との連携に関する事。 4 避難所内救護所、避難住民、傷病者の受け入れと重傷者の市立病院への搬送手配に関する事。 5 各班受持ちとなっている避難場所から指定避難所への避難住民の誘導支援に関する事。 6 市災害対策（警戒）本部との連携調整に関する事。 7 その他避難所応急対策に関	組織改正のため

<p>教 育 委 員 会</p>		<p>教育施設管理班</p>	<p>すること</p> <p>1 教育関係施設及び社会体育施設の被害調査に関する こと。</p> <p>2 児童、生徒の安全確保・安 否確認に関すること。</p> <p>3 被災児童・生徒の被害調査 に関すること。</p> <p>4 その他災害応急対策に関す ること。</p>	<p>教 育 委 員 会</p>		<p>教育施設管理班</p>	<p>すること</p> <p>1 教育関係施設及び社会体育施設の被害調査に関する こと。</p> <p>2 児童、生徒の安全確保・安 否確認に関すること。</p> <p>3 被災児童・生徒の被害調査 に関すること。</p> <p>4 その他災害応急対策に関す ること。</p>
<p>第3節 情報活動</p> <p>第1 地震予知に関する情報等の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の連絡及び通報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)警戒宣言発令時の情報伝達</p>				<p>第3節 情報活動</p> <p>第1 地震予知に関する情報等の伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の連絡及び通報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)警戒宣言発令時の情報伝達</p>			

288



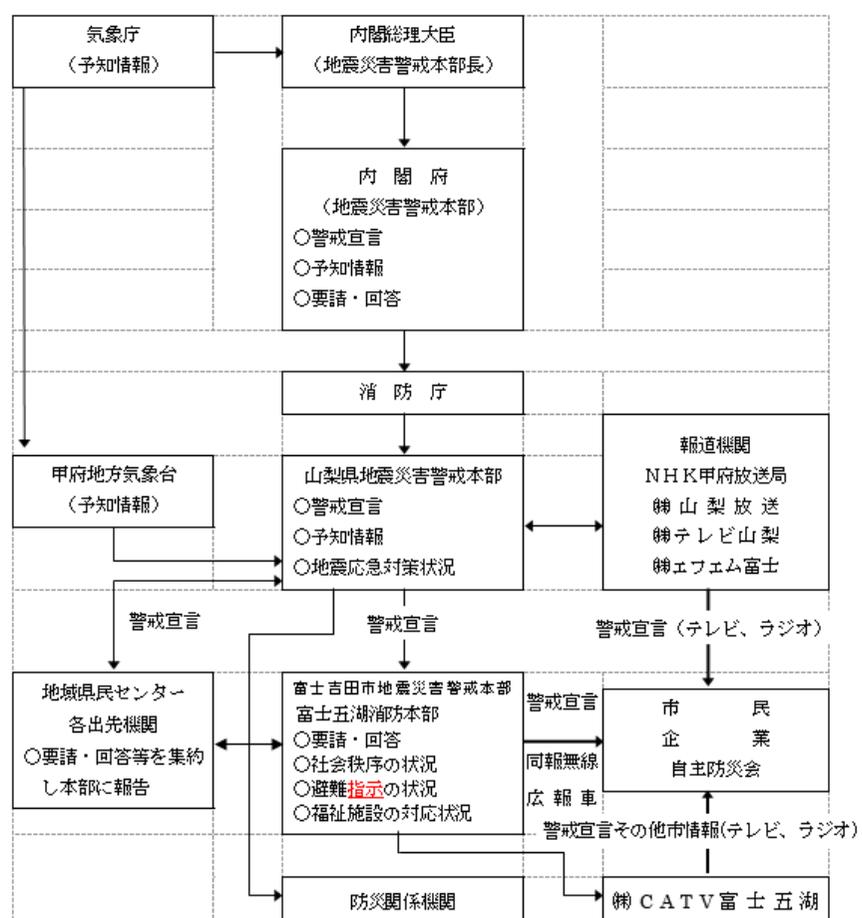
3 (略)

第2 応急対策実施状況等の収集、伝達

1～2 (略)

290 3 「東海地震に関連する情報」発表時の県への報告 (略)

資料編 ・「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式 (P122)



3 (略)

第2 応急対策実施状況等の収集、伝達

1～2 (略)

3 「東海地震に関連する情報」発表時の県への報告 (略)

資料編 ・「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式 (P123)

災害対策基本  
法改正のため

291	<p>第4節 広報活動</p> <p>第1 広報活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防団等からの伝達 (略)</p> <p>資料編 ・市防災行政用放送設置状況 (P <a href="#">40</a>) ・東海地震関連情報の伝達表 (P <a href="#">122</a>)</p>	<p>第4節 広報活動</p> <p>第1 広報活動体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防団等からの伝達 (略)</p> <p>資料編 ・市防災行政用放送設置状況 (P <a href="#">41</a>) ・東海地震関連情報の伝達表 (P <a href="#">123</a>)</p>	
292	<p>第2 広報内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民、滞在者に対する広報文例</p> <p>資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報 (P <a href="#">54</a>)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広報活動の協力体制</p> <p>資料編 ・報道機関一覧 (P <a href="#">62</a>)</p>	<p>第2 広報内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民、滞在者に対する広報文例</p> <p>資料編 ・「東海地震に関連する情報」に伴う広報 (P <a href="#">55</a>)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広報活動の協力体制</p> <p>資料編 ・報道機関一覧 (P <a href="#">63</a>)</p>	
293	<p>第5節 避難活動</p> <p>第1 避難の実施責任者</p> <p>避難の<u>勧告又は</u>指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的の実施責任者である市長を中心として相互に連絡をとり市民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第2 避難の<u>勧告・</u>指示の基準</p> <p>警戒宣言発令時には、地震による災害の発生が予想される地区(事前避難対象地区)の住民をあらかじめ避難させる。なお、注意情報の発表時において、避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等災害時要援護者の避難を実施することができる。</p>	<p>第5節 避難活動</p> <p>第1 避難の実施責任者</p> <p>避難_____指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的の実施責任者である市長を中心として相互に連絡をとり市民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第2 避難の_____指示の基準</p> <p>警戒宣言発令時には、地震による災害の発生が予想される地区(事前避難対象地区)の住民をあらかじめ避難させる。なお、注意情報の発表時において、避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等災害時要援護者の避難を実施することができる。</p>	災害対策基本法改正のため

	<p>第3 市が行う避難活動</p> <p>1 事前避難対象地区の指定 警戒宣言発令時に避難の<b>勧告又は</b>指示の対象となる事前避難対象地区は、資料編に掲げるとおりであり、その指定基準はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 事前避難対象地区住民等への周知 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難の<b>勧告又は</b>指示の伝達方法</p> <p>(8) (略)</p>	<p>第3 市が行う避難活動</p> <p>1 事前避難対象地区の指定 警戒宣言発令時に避難の_____指示の対象となる事前避難対象地区は、資料編に掲げるとおりであり、その指定基準はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 事前避難対象地区住民等への周知 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 避難の_____指示の伝達方法</p> <p>(8) (略)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
294	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 ・ 事前避難対象地区（警戒宣言発令時）（P85）</p> <p>第4 避難の<b>勧告又は</b>指示 (略)</p> <p>第5 事前避難の<b>勧告又は</b>指示 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、事前避難の<b>勧告又は</b>指示を行い、又は警戒区域の設定を行うとともに次の措置をとるものとする。</p> <p>1 市防災行政放送、防災信号、広報車、CATV、エリアメール、Lアラート、防災アプリ等による<b>勧告又は</b>指示等の周知措置</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 富士吉田警察署長への避難の<b>勧告、</b>指示等を行った旨の通知</p> <p>5～12 (略)</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 ・ 事前避難対象地区（警戒宣言発令時）（P85）</p> <p>第4 避難の_____指示 (略)</p> <p>第5 事前避難の_____指示 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、事前避難の_____指示を行い、又は警戒区域の設定を行うとともに次の措置をとるものとする。</p> <p>1 市防災行政放送、防災信号、広報車、CATV、エリアメール、Lアラート、防災アプリ等による_____<b>避難</b>指示等の周知措置</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 富士吉田警察署長への避難_____指示等を行った旨の通知</p> <p>5～12 (略)</p>	
295	<p>第6 避難誘導のため必要な措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第4に掲げる避難の<b>勧告又は</b>指示があったときは、地域の自主防災会及び施設又は事業所の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画及び市警戒本部の指示に従い、住民又は入場者、従業員等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 (略)</p>	<p>第6 避難誘導のため必要な措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第4に掲げる避難の_____指示があったときは、地域の自主防災会及び施設又は事業所の自衛消防組織は、あらかじめ定めた避難計画及び市警戒本部の指示に従い、住民又は入場者、従業員等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 (略)</p>	

	<p>第8 要配慮者の避難</p> <p>1 警戒宣言に基づき、市長から第4に掲げる避難の<u>勧告又は</u>指示が行われたときは、介護を要する者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、市は自主防災会を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>資料編 ・福祉避難所一覧 (P <u>76</u>)</p>	<p>第8 要配慮者の避難</p> <p>1 警戒宣言に基づき、市長から第4に掲げる避難の _____ 指示が行われたときは、介護を要する者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、市は自主防災会を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>資料編 ・福祉避難所一覧 (P <u>77</u>)</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p>
297	<p>第9～第10 (略)</p> <p>第6節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施状況の報告</p> <p>1 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、次の事項ごとに行うものとする。</p>	<p>第9～第10 (略)</p> <p>第6節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 実施状況の報告</p> <p>1 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、次の事項ごとに行うものとする。</p>	
298	<p>(1) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の<u>勧告又は</u>指示に関する事項</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>資料編 ・警戒宣言による避難状況等報告書(事前、緊急、発災後)(P <u>123</u>)</p>	<p>(1) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の _____ 指示に関する事項</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>資料編 ・警戒宣言による避難状況等報告書(事前、緊急、発災後)(P <u>124</u>)</p>	
299	<p>第7節 消防、水防等計画</p> <p>警戒宣言発令時等における消防、水防活動については、一般災害編第2章第<u>26</u>節「消防計画」、第<u>27</u>節「水防計画」、本編第3章第25節「消防計画」に定めるもののほか、活動については、次のとおりとする。</p>	<p>第7節 消防、水防等計画</p> <p>警戒宣言発令時等における消防、水防活動については、一般災害編第2章第<u>27</u>節「消防計画」、第<u>28</u>節「水防計画」、本編第3章第25節「消防計画」に定めるもののほか、活動については、次のとおりとする。</p>	

<p>300</p> <p>301</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第8節 住民生活防災応急活動</p> <p>第1 食料及び生活必需品の調達 1～2 (略) 3 東海地震発生後の食料及び生活必需品調達体制 東海地震発生後の市の食料及び生活必需品調達体制については、一般災害編第2章第13節「食料供給計画」及び第15節「生活必需物資供給計画」の定めるところによる。</p> <p>第2 飲料水の確保、給水活動 1～2 (略) 3 応急対策の確認及び準備行動 地震発生とその被害に備え、水道施設への貯水や応急復旧体制の整備を行う。 (1)～(6) (略) (7) <u>浄水池</u>、配水池等貯水可能な水道施設への満水作業 (8) 給水タンク車、浄水機、仮設給水栓等の応急給水用資機材の点検整備 (9)～(13) (略) (14) <u>指定工事店への連絡</u>、協力内容方法の確認 (15) (略) 4 東海地震発生後の応急給水体制 東海地震発生後の市の応急給水体制については、一般災害編第2章第14節「給水計画」に定めるところによる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">資料編 ・ 応急給水用車両及び機器材等の現況 (P85)</div> <p>第3 医療活動 1～3 (略) 4 東海地震発生後の医療体制 東海地震発生後の市の医療体制については、一般災害編第2章第17節「医療助産計画」に定めるところによる</p> <p>第4 清掃、防疫等保健衛生活動</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第8節 住民生活防災応急活動</p> <p>第1 食料及び生活必需品の調達 1～2 (略) 3 東海地震発生後の食料及び生活必需品調達体制 東海地震発生後の市の食料及び生活必需品調達体制については、一般災害編第2章第14節「食料供給計画」及び第16節「生活必需物資供給計画」の定めるところによる。</p> <p>第2 飲料水の確保、給水活動 1～2 (略) 3 応急対策の確認及び準備行動 地震発生とその被害に備え、水道施設への貯水や応急復旧体制の整備を行う。 (1)～(6) (略) (7) <u>配水池</u>等貯水可能な水道施設への満水作業 (8) 給水タンク車、浄水機、仮設給水栓等の応急給水用資機材の点検整備 (9)～(13) (略) (14) <u>富士吉田市管工事協会等</u>の協力内容方法の確認 (15) (略) 4 東海地震発生後の応急給水体制 東海地震発生後の市の応急給水体制については、一般災害編第2章第15節「給水計画」に定めるところによる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">資料編 ・ 応急給水用車両及び機器材等の現況 (P86)</div> <p>第3 医療活動 1～3 (略) 4 東海地震発生後の医療体制 東海地震発生後の市の医療体制については、一般災害編第2章第18節「医療助産計画」に定めるところによる</p> <p>第4 清掃、防疫等保健衛生活動</p>	<p>浄水池は無い ため</p> <p>協会へ修正</p>
-----------------------	---	---	-----------------------------------



311	<p>3～6 (略)</p> <p>7 緊急輸送車両の調達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <div data-bbox="277 272 1061 363"><p>資料編 ・場外離着陸場等一覧 (P 48)</p><p>・ヘリコプター主要発着場一覧 (P 47)</p></div> <p>8 (略)</p> <p>9 緊急物資輸送路の確保</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <div data-bbox="277 483 1061 533"><p>資料編 ・緊急輸送道路一覧 (P 64)</p></div> <p>10 (略)</p>	3～6 (略)	
312 ～	<p>第1 1 節 (略)</p> <p>第1 2 節 自主防災活動計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 予知情報 (警戒宣言) 発表時</p> <p>1～5 (略)</p>	第1 1 節 (略)	
314	<p>6 避難行動</p> <p>(1) 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難の<u>勧告又は</u>指示を伝達し、資料編に掲げる事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 社会秩序の維持</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <div data-bbox="248 1318 1032 1367"><p>資料編 ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧 (P 74)</p></div>	<p>6 避難行動</p> <p>(1) 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難の_____指示を伝達し、資料編に掲げる事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 社会秩序の維持</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <div data-bbox="1137 1318 1921 1367"><p>資料編 ・指定緊急避難場所・指定避難所一覧 (P 75)</p></div>	災害対策基本法改正のため

315 ～	第13節～第14節 (略)  第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画  第1節～第4節 (略)  第6章 災害復旧対策計画  第1節～第2節 (略)	第13節～第14節 (略)  第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画  第1節～第4節 (略)  第6章 災害復旧対策計画  第1節～第2節 (略)	
----------	--	--	--

富士吉田市地域防災計画修正案新旧対照表（富士山火山編）

頁数	旧	新	修正理由
324	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総論</b></p> <p>第1節 富士山火山編の概要 この計画は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が策定した「富士山火山広域避難計画（平成27年3月）」（以下「広域避難計画」という。） <u>（以下「広域避難計画」という。）</u> <u>に基づき、県、市町村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。</u> 本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。</p> <p>第2節 活火山としての富士山 気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある<u>又</u>は、<u>活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山である。</u>富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 富士山の現況等 第1 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総論</b></p> <p>第1節 富士山火山編の概要 この計画は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）が策定した「富士山火山広域避難計画（平成27年3月）」（以下「広域避難計画」という。）<u>なお、広域避難計画は改定作業中であり、今後、大幅に内容変更される可能性がある。また、ここでいう「広域避難」とは、広域にわたる複数の市町村の指針となる避難基準であり、一般災害編第2章第12節第12でいう「広域避難」（＝市町村区域外への避難）と異なるため注意）</u>に基づき、県、市町村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。 本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。</p> <p>第2節 活火山としての富士山 気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある<u>又</u>は活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山は、<u>過去5600年間に約180回の噴火が確認されており、国内でも有数の活動的な活火山である。</u>富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。</p> <p>第3節 （略）</p> <p>第4節 富士山の現況等 第1 （略）</p>	<p>県地域防災計画修正のため</p> <p>県地域防災計画修正のため</p>

325	<p>第2 富士山の活動史</p> <p>1 <u>富士山の火山活動は、約10万年前までに活動した“先小御岳火山”“小御岳火山”、約10万年前から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に大きく区分されている。</u></p> <p>① <u>先小御岳火山・小御岳火山の時代</u> — 現在の富士スバルライン五合目付近に表出しているのが“小御岳火山”で、約10万年以上前に活動していたとされている。  <u>さらにその下部に地質が異なる“先小御岳火山”があると確認され、箱根、愛鷹火山と同時期の数十万年前に活動したとされている。</u></p> <p>② <u>古富士火山の時代</u> — 約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始し、爆発的な噴火を繰り返す。活動末期には少なくとも4回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。</p> <p>③ <u>新富士火山の時代</u> — 約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。  <u>山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から下表のとおり、5つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。</u></p>	<p>第2 富士山の活動史</p> <p>1 <u>火山はその一生の中で活動の特徴を変えることが多い。そこで、活動の特徴が類似する期間を「期」あるいは「ステージ」などとしてまとめることで、火山の噴火史の区分を行うことが一般的に行われる。このような噴火史の区分やその境界年代は、研究の進展によって変化する。</u></p> <p><u>最新の富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士山地質図（第2版）（高田ほか、2016）では、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し、年代区分を行った。約17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17,000年前）、それ以後を富士宮期（約17,000年前～約8,000年前）と須走期（約8,000年前以降）としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a期（約8,000年前～約5,600年前）、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐型の火山体が形成された須走-b期（約5,600年前～約3,500年前）、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c期（約3,500年前～約2,300年前）及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d期（約2,300年前以降）に分けられている。</u></p> <p><u>なお、宮地（1988）等で区分されていた古富士火山は「星山期」に新富士火山は「富士宮期」「須走期」にする。</u></p>	<p>富士山ハザードマップ改定のため</p>
-----	---	--	------------------------

○ 新富士火山の主な噴火ステージ

宮地(1988)に基づく

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ1	約 11,000 年前～約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ
ステージ2	約 8,000 年前～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的 <small>に</small> 小規模な火砕物噴火
ステージ3	約 4,500 年前～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ4	約 3,200 年前～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ5	約 2,200 年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

2 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約 100 個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観 6～7 年（西暦 864～865 年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永 4 年（西暦 1707 年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来 300 年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成

○ 噴火年代区分

年代区分	時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期	約 10 万年前～約 17,000 年前	—	爆発的噴火 複数回の山体崩壊 ※2
富士宮期	約 17,000 年前～約 8,000 年前	—	溶岩の大量流出
須走期	須走-a 期	約 8,000 年前～約 5,600 年前	(静穏期) 小規模な火砕物の噴出 (富士黒土層※3 の主要部分形成)
	須走-b 期	約 5,600 年前～約 3,500 年前	山頂と山腹 溶岩の流出、火砕流の発生 (現在の円錐形の火山体の形成)
	須走-c 期	約 3,500 年前～約 2,300 年前	山頂と山腹 爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊※2
	須走-d 期	約 2,300 年前～現在	山腹 溶岩の流出 爆発的噴火 (宝永噴火)

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土（腐植土）に富む地層。

2 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約 100 個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観 6～8 年（西暦 864～866 年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永 4 年（西暦 1707 年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来 300 年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平

富士山ハザードマップ改定のため

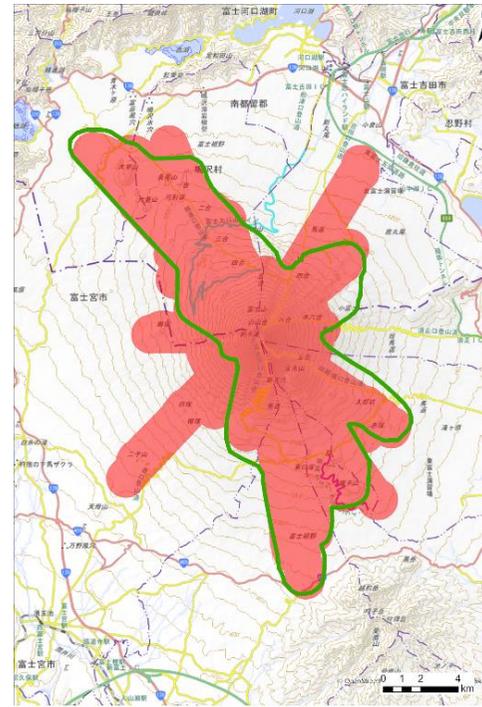
県地域防災計画修正のため

<p>326</p>	<p>12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。</p> <p>○ 富士山の主な災害の歴史 「郷土史年表」等による富士山の主な____災害は次のとおりである。</p>	<p>成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。</p> <p>○ 富士山の主な災害の歴史 「郷土史年表」等による富士山の主な火山災害は次のとおりである。</p>																																									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="197 475 510 550">800 (延暦 19.4 ~)</td> <td data-bbox="510 475 1061 550">富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 550 510 625">864 (貞観 6.5. ~)</td> <td data-bbox="510 550 1061 625">富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 625 510 667">1083 (永保 3.2.28)</td> <td data-bbox="510 625 1061 667">富士山大噴火 (扶桑略記)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 667 510 708"><u>1435 (永享 7.1.30)</u></td> <td data-bbox="510 667 1061 708"><u>富士山に山炎が確認 (王代記)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 708 510 783"><u>1559 (永禄 2.2.)</u></td> <td data-bbox="510 708 1061 783"><u>この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 783 510 906"><u>1572 (永亀 3.2.)</u></td> <td data-bbox="510 783 1061 906"><u>上吉田村 (現富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 906 510 981">1707 (宝永 4.11.23)</td> <td data-bbox="510 906 1061 981">未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 981 510 1056"><u>1951 (昭和 26.3.6)</u></td> <td data-bbox="510 981 1061 1056"><u>富士山麓に大雪代発生し、忍野村 50 年来の大被害</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1056 510 1131"><u>1954 (昭和 29.11.27~28)</u></td> <td data-bbox="510 1056 1061 1131"><u>低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1131 510 1184"><u>1980 (昭和 55.8.4)</u></td> <td data-bbox="510 1131 1061 1184"><u>富士山で大落石事故、死者 12 人</u></td> </tr> </table>	800 (延暦 19.4 ~)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)	864 (貞観 6.5. ~)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)	1083 (永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)	<u>1435 (永享 7.1.30)</u>	<u>富士山に山炎が確認 (王代記)</u>	<u>1559 (永禄 2.2.)</u>	<u>この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)</u>	<u>1572 (永亀 3.2.)</u>	<u>上吉田村 (現富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)</u>	1707 (宝永 4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)	<u>1951 (昭和 26.3.6)</u>	<u>富士山麓に大雪代発生し、忍野村 50 年来の大被害</u>	<u>1954 (昭和 29.11.27~28)</u>	<u>低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人</u>	<u>1980 (昭和 55.8.4)</u>	<u>富士山で大落石事故、死者 12 人</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1079 475 1393 550">800 (延暦 19.4 ~)</td> <td data-bbox="1393 475 1951 550">富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 550 1393 625">864 (貞観 6.5. ~)</td> <td data-bbox="1393 550 1951 625">富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 625 1393 667">1083 (永保 3.2.28)</td> <td data-bbox="1393 625 1951 667">富士山大噴火 (扶桑略記)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 667 1393 708">_____</td> <td data-bbox="1393 667 1951 708">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 708 1393 783">_____</td> <td data-bbox="1393 708 1951 783">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 783 1393 906">_____</td> <td data-bbox="1393 783 1951 906">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 906 1393 981">1707 (宝永 4.11.23)</td> <td data-bbox="1393 906 1951 981">未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 981 1393 1056">_____</td> <td data-bbox="1393 981 1951 1056">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 1056 1393 1131">_____</td> <td data-bbox="1393 1056 1951 1131">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 1131 1393 1184">_____</td> <td data-bbox="1393 1131 1951 1184">_____</td> </tr> </table>	800 (延暦 19.4 ~)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)	864 (貞観 6.5. ~)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)	1083 (永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)	_____	_____	_____	_____	_____	_____	1707 (宝永 4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<p>県地域防災計画修正のため</p>
800 (延暦 19.4 ~)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)																																										
864 (貞観 6.5. ~)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)																																										
1083 (永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)																																										
<u>1435 (永享 7.1.30)</u>	<u>富士山に山炎が確認 (王代記)</u>																																										
<u>1559 (永禄 2.2.)</u>	<u>この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)</u>																																										
<u>1572 (永亀 3.2.)</u>	<u>上吉田村 (現富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)</u>																																										
1707 (宝永 4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)																																										
<u>1951 (昭和 26.3.6)</u>	<u>富士山麓に大雪代発生し、忍野村 50 年来の大被害</u>																																										
<u>1954 (昭和 29.11.27~28)</u>	<u>低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人</u>																																										
<u>1980 (昭和 55.8.4)</u>	<u>富士山で大落石事故、死者 12 人</u>																																										
800 (延暦 19.4 ~)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)																																										
864 (貞観 6.5. ~)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)																																										
1083 (永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)																																										
_____	_____																																										
_____	_____																																										
_____	_____																																										
1707 (宝永 4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)																																										
_____	_____																																										
_____	_____																																										
_____	_____																																										
<p>第3</p>	<p>富士山における噴火の特徴 “<u>新富士火山</u>”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。</li> <li>山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口で</li> </ol>	<p>第3 富士山における噴火の特徴 _____噴火の主な特徴は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。</li> <li>山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口で</li> </ol>	<p>県地域防災計画修正のため</p>																																								

<p>は_____同一火口からの再度の噴火は<u>知られていない</u>。</p> <p>3 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2<u>2</u>00年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。</p> <p>4 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも_____781年以降10回の噴火が確認されている。</p> <p>第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性 第1 想定火口範囲</p> <p><u>富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示されたとおり、約3200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難が必要となる危険地域である。</u></p>	<p>は<u>近隣の火口からの噴火は認められるが</u>、同一火口からの再度の噴火は<u>確認されていない</u>。</p> <p>3 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2<u>3</u>00年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。</p> <p>4 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも<u>西暦</u>781年以降10回の噴火が確認されている。</p> <p>第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性 第1 想定火口範囲</p> <p><u>富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）では、平成16年の富士山ハザードマップ作成以降に明らかになった火口に加え、ハザードマップの対象とすべき富士山の噴火年代が変更になった約5600年から現在までの実績火口をもとに、噴火する可能性のある範囲である「想定火口範囲」を再設定した。「想定火口範囲」は既存火口と山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域と山頂付近の伏在火口を考慮した範囲をあわせた範囲である。この「想定火口範囲」は噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある地域である。</u></p>	<p>県地域防災計画修正のため</p> <p>富士山ハザードマップ改定のため</p>
---	--	--

327

富士山ハザードマップ改定のため



上記の図、実線部分が平成16年富士山ハザードマップ想定火口範囲、着色部分が令和3年改定版富士山ハザードマップ想定火口範囲である。

第2 想定される火山現象とその危険性

1 想定される前兆現象

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第2 想定される火山現象とその危険性

1 想定される前兆現象

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

<p><u>噴気</u></p>	<p><u>火山から発生する気体で通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどの有機物質が含まれることもある。</u></p>	<p><u>火山ガス（噴気とも）</u></p>	<p><u>火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が、マグマから分離し、火口や噴気孔から放出される気体成分である。大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。</u></p>	<p>県地域防災計画修正のため</p>
<p>2 火山災害事象の解説</p>		<p>2 火山災害事象の解説</p>		<p>県地域防災計画修正のため</p>
<p>溶岩流</p>	<p><u>1,000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で</u>、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い<u>速度</u>である。</p>	<p>溶岩流</p>	<p><u>溶けた岩石が連続的に流れる現象で、富士山の溶岩流の温度は、1,200度ぐらいと高温であり</u>、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い<u>速さ</u>である。</p>	<p>県地域防災計画修正のため</p>
<p>降灰</p>	<p><u>火山灰が空高く吹き上げられ</u>、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、<u>徐灰</u>や堅牢な建物への避難が必要となる。</p>	<p>降灰</p>	<p><u>細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ</u>、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、<u>堅牢な建物への避難</u>が必要となる。</p>	<p>県地域防災計画修正のため</p>

328	噴石	<p>噴火時に火口から放り飛ばされる直径数cm以上の岩片を<u>噴石</u>という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2 km以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。<u>なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って</u>遠く離れた地域にも到達することがある。</p> <p>1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10 kmほど離れた場所で20 cm程度の軽石が到達し、さらに20 km離れたところでも数cmの軽石が到達した。</p>	大きな噴石	<p>気象庁では、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石を噴石と呼んでおり、<u>防災上の観点から「大きな噴石」および「小さな噴石」に区分している。概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散するものを「大きな噴石」と呼んでおり、その速度は時速100kmを超えると考えられている。</u>大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2～4 kmの範囲は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。<u>直径数cm程度の小さな噴石は、風の影響を受け</u>遠く離れた地域にも到達することがある。<u>西暦</u>1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10 kmほど離れた場所で20 cm程度の軽石が到達し、さらに20 km離れたところでも数cmの軽石が到達した。</p>	県地域防災計画修正のため
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	融雪型火山泥流	<p>雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。<u>おも</u>に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p>	融雪型火山泥流	<p>雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。<u>主</u>に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p>	
降灰後の降雨による土石流	<p>山の斜面に<u>厚く</u>積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10 cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p>	降灰後の降雨による土石流	<p>山の斜面に___積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10 cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。</p>		

329	岩屑なだれ	山の一部分が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約 2900 年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があると記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。	岩屑なだれ	山の一部分が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れる現象である。富士山では、約 2900 年前に御殿場方面に崩れたことや、さらにそれ以前にも複数回発生していた可能性のある_____。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。	県地域防災計画修正のため
	雪泥流	<u>雪代・スラッシュ雪崩ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。</u>	_____		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	火山ガス	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。	火山ガス	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分_____で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
第 6 節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	第 6 節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	第 1 噴火警報・火山情報等の種類	第 1 噴火警報・火山情報等の種類	文言の整理	
1 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺)	1 噴火警報 _____ 気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域) 及び「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺) 及び「火口周辺警報」という)として発表する。噴火警報 _____ は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特	1 噴火警報 _____ 気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域) または噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺) または火口周辺警報」 _____ として発表する。噴火警報 (居住地域) 及び噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象			

	<p>別警報に位置付けられる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。</p>	<p>特別警報に位置付けられる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。</p>	
--	--	---	--

330												災害対策 基本法改 正のため
名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達 (危険範囲は状況に応じて設定)。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している (噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険)。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される (火口出現が想定される範囲は危険)。	
		3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぶ (この範囲に入った場合、は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。							
火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合、は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。					住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。	
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることと留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。 (この範囲に入った場合、は生命に危険が及ぶ)	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)。					特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)。	
噴火警報 (居住地域) または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達 (危険範囲は状況に応じて設定)。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している (噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険)。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される (火口出現が想定される範囲は危険)。	
		3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合、は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。							
噴火警報 (火口周辺) または火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合、は生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。					住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。	
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることと留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。 (この範囲に入った場合、は生命に危険が及ぶ)	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)。					特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)。	

<p>334</p> <p>335</p> <p>339</p> <p>340</p>	<p>※噴火の規模の区分は、噴出量により2～<u>7</u>億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア</p> <p>1 対象とする火山現象</p> <p>(1) 火口形成</p> <p>(2) 火砕流・火砕サージ</p> <p>(3) <u>        </u>噴石</p> <p>(4) 溶岩流</p> <p>(5) 融雪型火山泥流</p> <p>(6) 降灰<u>        </u></p> <p>(7) 降灰後の降雨による土石流</p> <p>2 各火山現象の影響想定範囲</p> <p>富士山ハザードマップ検討委員会報告書<u>        </u>及び広域避難計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広域避難に係る基本事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域避難先の調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施市町村は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。(図6)</p>	<p>※噴火の規模の区分は、噴出量により2～<u>1.3</u>億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア</p> <p>1 対象とする火山現象</p> <p>(1) 火口形成</p> <p>(2) 火砕流・火砕サージ</p> <p>(3) <u>大きな</u>噴石</p> <p>(4) 溶岩流</p> <p>(5) 融雪型火山泥流</p> <p>(6) 降灰・<u>小さな噴石</u></p> <p>(7) 降灰後の降雨による土石流</p> <p>2 各火山現象の影響想定範囲</p> <p>富士山ハザードマップ検討委員会報告書<u>(平成16年6月)</u>及び広域避難計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広域避難に係る基本事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 広域避難先の調整</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施市町村は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。(図6)</p>	<p>富士山ハザードマップ改定のため</p> <p>文言の整理</p>
---	--	--	-------------------------------------

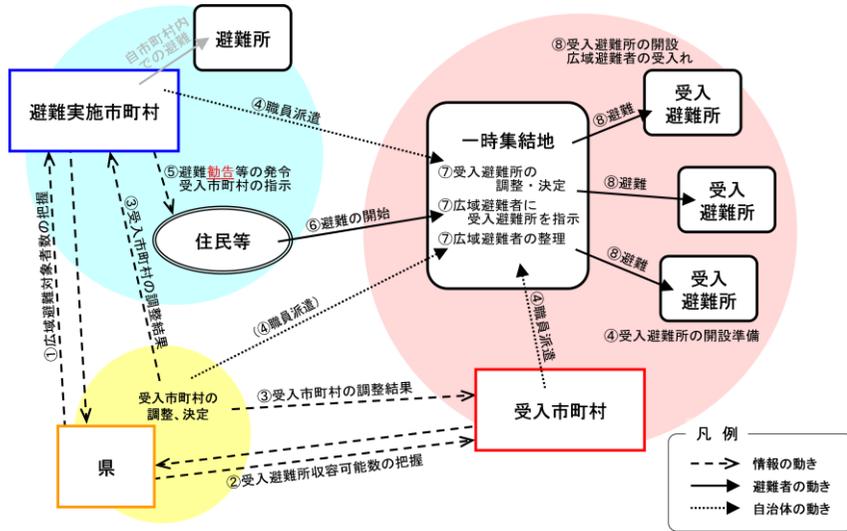


図6 広域避難の受入フロー図

(3) (略)  
3 (略)

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 火山防災対策の検討体制の整備

1 活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として指定された、山梨県及び静岡県、                    並びに富士吉田市、都留市、  西桂町、忍野村、山中湖村、                    富士河口湖町、鳴沢村、身延町（以下、「富士山周辺市町村」という。）、及び  三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、                    長泉町、小山町  は、国、関係機関及び火山専門家等と連携

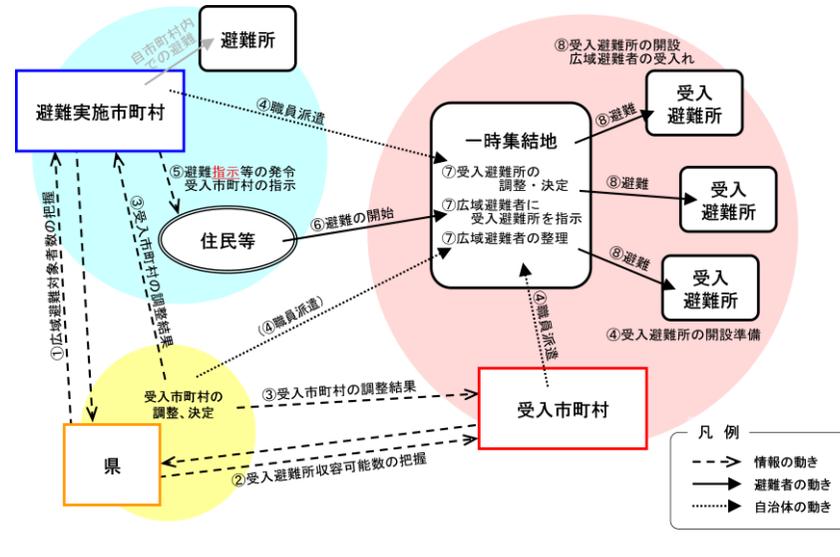


図6 広域避難の受入フロー図

(3) (略)  
3 (略)

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 火山防災対策の検討体制の整備

1 活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として指定された、山梨県及び静岡県、神奈川県、並びに富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町                    （以下、「富士山周辺市町村」という。）、及び静岡県、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町、また、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町は、国、関係機関及び火山専門家等と連携

富士山における火山災害警戒地域の追加のため

343	<p>し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会を設置する。</p> <p>第3節 避難活動体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 市避難計画の策定</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 市は、<u>避難準備</u>・高齢者等避難<u>開始</u>、避難<u>勧告又は</u>指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努める。</p> <div data-bbox="241 627 1046 675" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 ・ 富士吉田市富士山火山避難計画 (P135)</div>	<p>し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会を設置する。</p> <p>第3節 避難活動体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 市避難計画の策定</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 市は、<u>                    </u>高齢者等避難<u>                    </u>、避難<u>                    </u>指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努める。</p> <div data-bbox="1128 627 1933 675" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料編 ・ 富士吉田市富士山火山避難計画 (P136)</div>	災害対策 基本法改 正のため
344	<p>第4節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 砂防・治山施設の整備</p> <p>県は、災害に強い県土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した、治山、治水、砂防事業等の県土保全事業を総合的、計画的に推進するものとする。</p> <p>また、国及び県は、火山噴火時に被害をできる限り軽減するために緊急減災計画を平成30年に策定公表し、同年4月から<u>                    </u>国直轄による火山噴火対策<u>                    </u>を<u>実施</u>する。</p>	<p>第4節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 砂防・治山施設の整備</p> <p>県は、災害に強い県土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した、治山、治水、砂防事業等の県土保全事業を総合的、計画的に推進するものとする。</p> <p>また、国及び県は、火山噴火時に被害をできる限り軽減するために緊急減災計画を平成30年に策定公表し、同年4月から<u>実施している</u>国直轄による火山噴火対策<u>砂防事業</u>を<u>推進</u>する。</p>	県地域防 災計画修 正のため
345	<p>第6節 情報伝達体制の整備</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第6節 情報伝達体制の整備</p> <p>第1 (略)</p>	
346	<p>第2 協議会内の情報伝達体制</p> <p>協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難<u>勧告</u>等)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共</p>	<p>第2 協議会内の情報伝達体制</p> <p>協議会内で共有すべき情報(気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難<u>指示</u>等)は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し</p>	災害対策 基本法改 正のため

<p>347</p> <p>348</p> <p>350</p> <p>351</p>	<p>有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p> <p>噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第3 避難に係る情報伝達体制</p> <p>1 市は、避難<u>勧告</u>等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政<u>無線</u>、<u>有線放送</u>、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。</p> <p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>第1 住民等に対する普及・啓発・教育</p> <p>1 広報<u>誌</u>・ホームページ等の活用</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第2～7 （略）</p> <p>第8 普及・教育内容</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 災害<u>用</u>伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識</p> <p>7、8 （略）</p> <p>第12節 各施設等の防災対応力の向上</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 避難促進施設（宿泊施設・観光施設等）の防災対策の推進</p> <p>1、2 （略）</p>	<p>共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p> <p>噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。</p> <p>（略）</p> <p>第3 避難に係る情報伝達体制</p> <p>1 市は、避難<u>指示</u>等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政<u>放送</u>、<u>                    </u>広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。</p> <p>第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育</p> <p>第1 住民等に対する普及・啓発・教育</p> <p>1 広報<u>紙</u>・ホームページ等の活用</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第2～7 （略）</p> <p>第8 普及・教育内容</p> <p>第8 普及・教育内容</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 災害<u>用</u>伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識</p> <p>7、8 （略）</p> <p>第12節 各施設等の防災対応力の向上</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 避難促進施設（宿泊施設・観光施設等）の防災対策の推進</p> <p>1、2 （略）</p>	<p>災害対策基本法改正のため放送設備更新のため</p> <p>文言の整理</p> <p>県地域防災計画修正のため</p>
---	---	---	---

	<p style="text-align: center;">資料編 ・ 避難促進施設の名称及び所在地 (P133)</p> <p>352 第18節 飲料水の確保、給水活動 1 (略)  2 市 1、2 (略) 3 大量降灰等により浄水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。 4 (略)</p> <p>353 第19節 災害ボランティア支援体制の整備 1 県及び日本赤十字社山梨県支部では、<u>平時より防災ボランティアの育成等が行われており、市においても県及び関係機関と連携して自主防災組織など既存の防災体制を完備し</u>、効果的な火山対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>354 第1節 応急活動体制 第1～3 (略)</p> <p>355 第4 県の体制 1 (略) 2 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合又は<u>防災危機管理監</u>が必要と認めた場合には、噴火時の初動体制を迅速に行うため災害警戒本部を設置する。噴火警戒レベル4・5の発表又は噴火が確認された場合又は知事が必要と認めた場合には、その所掌事務に係わる災害応急対策を実施するため、災</p>	<p style="text-align: center;">資料編 ・ 避難促進施設の名称及び所在地 (P134)</p> <p>第18節 飲料水の確保、給水活動 1 (略)  2 市 1、2 (略) 3 大量降灰等により配水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。 4 (略)</p> <p>第19節 災害ボランティア支援体制の整備 1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、<u>_____</u> <u>_____</u>効果的な火山対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる災害ボランティアの育成に努めるものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制 第1～3 (略)</p> <p>第4 県の体制 1 (略) 2 県は、噴火警戒レベル3が発表された場合又は<u>防災局長</u>が必要と認めた場合には、噴火時の初動体制を迅速に行うため災害警戒本部を設置する。噴火警戒レベル4・5の発表又は噴火が確認された場合又は知事が必要と認めた場合には、その所掌事務に係わる災害応急対策を実施するため、災害対策</p>	<p>文言の整理</p> <p>県地域防災計画修正のため</p> <p>県地域防災計画修正のため</p>
--	--	---	--

356	害対策本部を設置する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>山梨県 (本庁)</th> <th>中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 <u>（活火山であることに留意（情報収集体制））</u></td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (引き下げ時)</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：<u>防災危機管理監</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班</td> <td>・災害警戒本部配備設置体制</td> </tr> <tr> <td>レベル4 レベル5 噴火開始時</td> <td>・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部署長及び<u>防災危機管理 監</u>（統括部長）</td> <td>・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）	レベル1 <u>（活火山であることに留意（情報収集体制））</u>	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長： <u>防災危機管理監</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・災害警戒本部配備設置体制	レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部署長及び <u>防災危機管理 監</u> （統括部長）	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>噴火警戒レベル</th> <th>山梨県 (本庁)</th> <th>中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 <u>（情報収集体制）</u></td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (引き下げ時)</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> <td>・事前配備体制 （情報収集体制）</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長：<u>防災局長</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班</td> <td>・災害警戒本部配備設置体制</td> </tr> <tr> <td>レベル4 レベル5 噴火開始時</td> <td>・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部署長及び<u>防災局長</u> （統括部長）</td> <td>・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）	レベル1 <u>（情報収集体制）</u>	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）	レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長： <u>防災局長</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・災害警戒本部配備設置体制	レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部署長及び <u>防災局長</u> （統括部長）	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関	<p>県地域防 災計画修 正のため</p>
	噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）																															
レベル1 <u>（活火山であることに留意（情報収集体制））</u>	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）																																
レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）																																
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長： <u>防災危機管理監</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・災害警戒本部配備設置体制																																
レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部署長及び <u>防災危機管理 監</u> （統括部長）	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関																																
噴火警戒レベル	山梨県 (本庁)	中北、峡東、峡南、富士・東部 地域県民センター（出先機関）																																
レベル1 <u>（情報収集体制）</u>	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）																																
レベル2 (引き下げ時)	・事前配備体制 （情報収集体制）	・事前配備体制 （情報収集体制）																																
レベル3	・災害警戒本部配備設置体制 警戒本部長： <u>防災局長</u> 配備班：統括班、情報班、通信班、 広報班、航空調整班、県 民相談班	・災害警戒本部配備設置体制																																
レベル4 レベル5 噴火開始時	・災害対策本部配備設置体制 本部長：知事 副本部長：副知事及び総務部長、 県警本部長 構成員：各部署長及び <u>防災局長</u> （統括部長）	・地方連絡本部配備設置体制 本部長：地域県民センター所長 構成員：地域県民センター次長、 出先機関																																
357	<p>第5 (略)</p> <p>第6 現地警戒（対策）本部等との連携</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 市及び県の意思決定の迅速化を図るために、火山災害警戒（対策）合同会議において、関係者間の情報共有を図る<u>とともに</u>、<u>全体会議</u>において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。</p> <p>第2節 職員の配備体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>（情報収集体制）</u>火口周辺警戒：噴火警戒レベル2（引き下げ時）が発表されたとき（第一配備体制）</p> <p>富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表される。</p>	<p>第5 (略)</p> <p>第6 現地警戒（対策）本部等との連携</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 市及び県の意思決定の迅速化を図るために、火山災害警戒（対策）合同会議において、関係者間の情報共有を図る<u>ように努める</u>とともに、<u>（情報収集体制）</u>会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。</p> <p>第2節 職員の配備体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>噴火警戒（火口周辺）または</u>火口周辺警戒：噴火警戒レベル2（引き下げ時）が発表されたとき（第一配備体制）</p> <p>富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表される。</p>	<p>県地域防 災計画修 正のため</p> <p>文言の整 理</p>																															

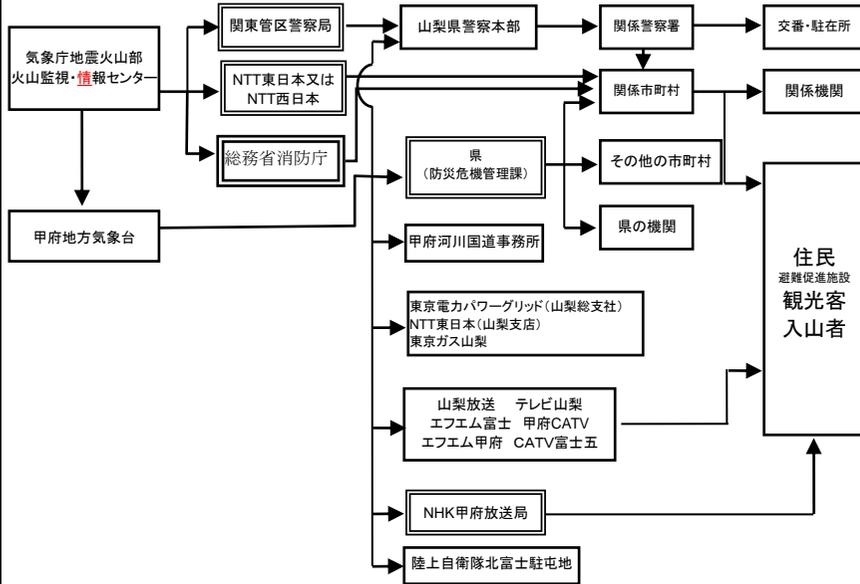


359

2～4 (略)

5 伝達系統

(1) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



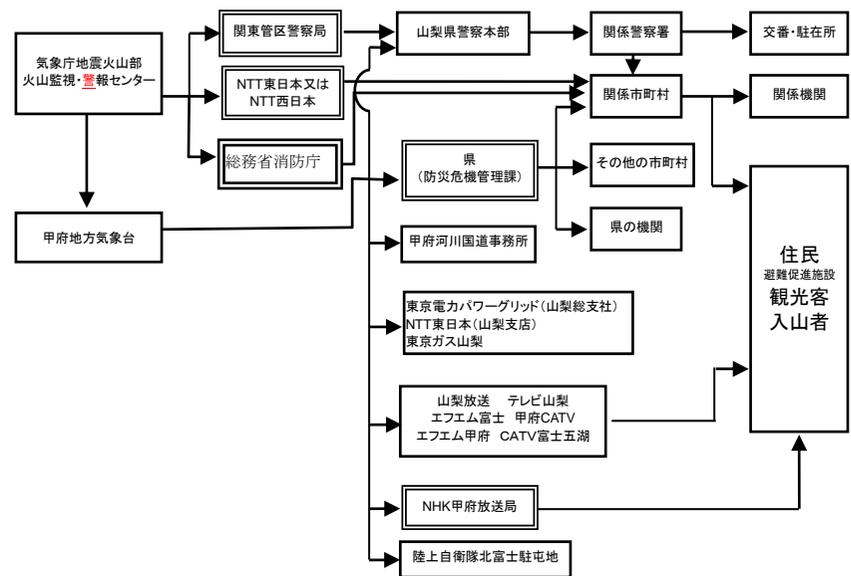
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。

(2) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報

2～4 (略)

5 伝達系統

(1) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。

(2) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報

文言の整理

<p>360</p>			<p>文言の整理</p>
	<p>注：伝達の詳細は各機関において別途定めるもの</p> <p>第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>市は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。</li> <li>3、4 (略)</li> </ol> <p>第3 避難に関する情報伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市長は、避難準備・高齢者等避難開始(※)、避難勧告又は指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</li> <li>(略)</li> <li>市長は、避難勧告又は指示等を行った場合には、観光振興サービス、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。</li> </ol> <p>(※) 避難準備・高齢者等避難開始 高齢者、障害者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方や身の危険を感じる方が避難を始めなければならない段階。被害の発生する可能性</p>	<p>第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>市は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政放送、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。</li> <li>3、4 (略)</li> </ol> <p>第3 避難に関する情報伝達</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市長は、高齢者等避難(※)、避難指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政放送、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</li> <li>(略)</li> <li>市長は、避難指示等を行った場合には、観光振興サービス、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。</li> </ol> <p>(※) 高齢者等避難 高齢者、障害者、妊婦・乳幼児など、避難に時間がかかる方や身の危険を感じる方が避難を始めなければならない段階。被害の発生する可能性</p>	<p>放送設備更新のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>

<p>361</p>	<p>が高まった状況であり、<b>避難勧告</b>や避難指示 <b>(緊急)</b> を発令することが予想される状況。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 被害情報等の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の伝達</p> <p>市、県及び防災関係機関は、防災行政<b>無線</b>又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第5節 避難行動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <b>避難勧告又は</b>指示等</p> <p>1 市長</p> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、「市火山避難計画」に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>、<b>避難勧告又は</b>指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>2 知事</p> <p>市長が<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>、<b>避難勧告又は</b>指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代行して避難の<b>勧告又は</b>指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p>	<p>が高まった状況であり、<u>          </u>避難指示<u>          </u>を発令することが予想される状況。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 被害情報等の収集・伝達</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の伝達</p> <p>市、県及び防災関係機関は、防災行政<b>放送</b>又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第5節 避難行動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難<u>          </u>指示等</p> <p>1 市長</p> <p>火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、「市火山避難計画」に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに<u>          </u>高齢者等避難<u>      </u>、避難<u>          </u>指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。</p> <p>2 知事</p> <p>市長が<u>          </u>高齢者等避難<u>      </u>、避難<u>          </u>指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代行して避難の<u>          </u>指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。</p>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>放送設備更新のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
------------	---	--	--

362	<p>3、4 (略)</p> <p>第3 避難<u>勧告又は</u>指示等の内容  <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難<u>勧告又は</u>指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難対象範囲</li> <li>2 避難先</li> <li>3 避難経路</li> <li>4 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難<u>勧告又は</u>指示の理由</li> <li>5 その他の必要な事項</li> </ol> <p>第4 (略)</p> <p>第5 住民等の避難準備・避難行動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 住民等は、避難<u>勧告又は</u>指示があった場合、原則として、市が指定する指定緊急避難場所又は自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、協議会で示されている「富士山噴火時避難ルートマップ（平成28年6月作成）」に記載のある吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として、速やかに下山する。</li> <li>3～5 (略)</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">資料編 ・富士山噴火時避難ルートマップ（P134）</div>	<p>3、4 (略)</p> <p>第3 避難_____指示等の内容  _____高齢者等避難____、避難_____指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難対象範囲</li> <li>2 避難先</li> <li>3 避難経路</li> <li>4 _____高齢者等避難____、避難_____指示の理由</li> <li>5 その他の必要な事項</li> </ol> <p>第4 (略)</p> <p>第5 住民等の避難準備・避難行動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 住民等は、避難_____指示があった場合、原則として、市が指定する指定緊急避難場所又は自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、協議会で示されている「富士山噴火時避難ルートマップ（平成28年6月作成）」に記載のある吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として、速やかに下山する。</li> <li>3～5 (略)</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">資料編 ・富士山噴火時避難ルートマップ（P135）</div>	<p>災害対策基本法改正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p> <p>災害対策基本法改正のため</p>
363	<p>第6 住民等が実施する自衛措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 避難行動要支援者等（介護者を含む。）、特に避難行動に時間を要する者は、避難<u>勧告又は</u>指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、市長から<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令があった場合には、早期の避難を行う。</li> </ol>	<p>第6 住民等が実施する自衛措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 (略)</li> <li>2 避難行動要支援者等（介護者を含む。）、特に避難行動に時間を要する者は、避難_____指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、市長から_____高齢者等避難_____の発令があった場合には、早期の避難を行う。</li> </ol>	<p>災害対策基本法改正のため</p>

364	<p>3 (略) 第7 (略)</p> <p>第8節 家畜避難及び逃走防止 畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4 (<u>避難準備</u>) が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。</p>	<p>3 (略) 第7 (略)</p> <p>第8節 家畜避難及び逃走防止 畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4 (<u>高齢者等避難</u>) が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。</p>	<p>災害対策 基本法改 正のため</p> <p>文言の整理</p>
366	<p>第11節 降灰対策 1 市は、気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、<u>もしく</u>は県内に降灰があった場合、県などの関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。</p>	<p>第11節 降灰対策 1 市は、気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、<u>又</u>は県内に降灰があった場合、県などの関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。</p>	<p>文言の整理</p>